

首都圏全域における合理的な土地利用に基づき、秩序ある整備、開発を推進することが必要であります。当委員会としては、既成市街地及び近郊整備地帯において現状の一点集中型の地域構造から多核重層型の地域構造への転換をはかるとともに、都市開発区域におきましては北関東大都市圏、横都市、第波研究学園都市等の建設、整備を進めることとしております。このような見地から、特に都心部におきましては工業等制限法の改正により、工場、大学等の規制措置の強化とあわせ、人口、産業の最大の集中要因である事務所の集中抑制及び分散措置を講ずることが必要と存するものであります。事務所対策につきましては、現在直轄都構整備審議会におきまして鋭意検討中であり、近々その答申を得る運びとなつております。

連絡をとりまして、都市における環境の総合的な保全を推進してまいりたいと存じておりますが、本委員会としましても過密対策を強力に推進し、人口、産業の集中抑制をするとともに、土地利用の純化を促進して、大気汚染、交通麻痺等過密の弊害の緩和をはかつてまいりたいと存ずるものであります。ささらにこれと並行して下水道、公園、緑地の環境施設の整備充実を強力に促進してまいり所存であります。特に工場、事務所等の移転あと地における公園、緑地等オープンスペースの確保及び首都圏近郊緑地保全法による良好な自然環境を有する緑地の保全等により、都市環境全体の適正な保全と開発を進めてまいりたいと存ずる

○渡辺武(委員)　おっしゃることはわかるのです
が、ちょっとポイントがはずれているのではない
かと思うのです。それはいわゆる首都圈整備法
の本来の目的であつて、今回提案をされておるの
は、つまり首都圏の既成市街地における工業等の
制限に関する法律、この「目的」が実は直され
おるわけですよ。この工業等の制限に関する法律
の目的の中に、従来の産業集中、人口集中を排除
するためいろいろな制限を設けられた。今回そ

の目的の中に都市の環境整備並びに改善ということを新たに加えられたわけですが、この法律の中において一体何をされようとしておるのか、こういうことを実はお聞きしておるわけですか。私は、母法である首都圈整備法そのものは、いまおっしゃいましたように広範囲にわたつていろいろなものがあるだろう。今回目的が改正をされております首都圏整備法を母法とする一つの工場制限法案、その中に非常に範囲の広い目的を持ち込んできて一体何をされようとしておるのか、こういうことを実は聞いておるわけですよ。だから、おっしゃつておることは、首都圏整備法の中には当然そういうことが考えられていかなければならぬし、またそれを目的としておるであろう。しかしそれを受けてでありますこの工場等の制限に関する法律というものは、工場なり大学なりをやはり制限をしていく。それでもつて副次的に首都圏整備法が目的としておる都市の環境その他に貢献をしていく、こういうことでありますと考えるわけです。ところが今度はその単独の法律の中に新たにその目的を入れられたということは、この法律の中でさらに工場の制限とか学校の制限以外のいろいろな都市環境の整備に関する諸問題を消化されようとしておるのかどうか、こういうことを実はお聞きしておるわけです。

の目的の中に都市の環境整備並びに改善ということを新たに加えられたわけですけれども、この法律の中において一体何をされようとしておるのか、こういうことを実はお聞きしておるわけですか。私は、母法である首都圈整備法そのものは、いまおっしゃいましたように広範囲にわたっています。いろいろなものがあるだろう。今回目的が改正をされております首都圏整備法を母法とする一つの工場制限法案、その中に非常に範囲の広い目的を持ち込んできて一休何をされようとしておるのか、こういうことを実は聞いておるわけですよ。だから、おっしゃつておることは、首都圏整備法の中には当然そういうことが考えられていかなければならぬし、またそれを目的としておるであろう。しかしそれを受けてしておりますこの工場等の制限に関する法律というものは、工場なり大学なりをやはり制限をしていく。それでもって副次的に首都圏整備法が目的としておる都市の環境その他に貢献をしていく、こういうことでありますと考へるわけです。ところが今度はその単独の法律の中に新たにその目的を入れられたということは、この法律の中에서도さらに工場の制限とか学校の制限以外のいろいろな都市環境の整備に関する諸問題を消化されようとしておるのかどうか、こういうことを実はお聞きしておるわけです。

○川島(博)政府委員　お答え申し上げます。

たいへん私の答弁が至らないために御迷惑をかけおりますが、この都市環境の改善、整備をはかるためには、工業等制限だけはもちろん十分

の純化に貢献したい。それは積極的に申請があつた場合に移すというだけでございますから、積極的に何をどうしようということじやございませんけれども、しかし結果としては、この許可基準の運用によりまして用途地域の純化、ひいては都市環境の改善に、そういう意味においてはこの法律は十分寄与し得るのじゃないか、私どもはかよう考へる次第でございます。

○渡辺(武)委員 どうもはつきりしないのです。というのは、この法律自身は首都圏の既成市街地における工場等の制限に関する法律なんだ。そしていまおっしゃっていることは、そういう制限の基準面積等を低下をさせて、いわばきびしくしていこう、こういうことなんです。それはもう從来からの法律の中でやられてきたことと同じではないか。工場やら学校やらをいろいろきびしく規制をしていこう、こういう目的を持つておるわけですから、それが副次的に人口の過度の集中を防止したり、あるいは都市の環境にも当然影響が出てまいるでしょう。そういうことで從来やってこられたわけです。何も目的を変えなくとも、そのことであれば從来どおりの目的で十分できるのではないか。今回新たにそれを取り入れられたということに関して、何かほかの問題をやろうとしておられるのかどうか、こういうことを実はお聞きしたわけですが、お答えとしては、工場の制限等等さらにきびしくしていくのだ、こういうお答えですから、それならば何もわざわざ変えなくても、そのままで從来どおりやっていかれるのじゃないか、こういうふうに疑問に思うわけです。どうな
んでしよう。

○西村国務大臣 いままあなたがおっしゃることは、端的にいって、そういう文句をわざわざ入れたのだから具体的に何かあるか、こういうお尋ねであります。今までの制限法というものが人口、産業の過度集中だけだから、こういうことでもって、これは実は審議会がございまして、審議会でそういう議論が中心でやつてきたのだが、その審議会が、いやそれではいかぬ、それだけでは

の純化に貢献したい。それは消極的に申請があつた場合に移すというだけでござりますから、積極的に何をどうしようということじやございませんけれども、しかし結果としては、この許可基準の運用によりまして用途地域の純化、ひいては都市環境の改善に、そういう意味においてはこの法律は十分寄与し得るのじゃないか、私どもはかよう考へる次第でございます。

○渡辺(武)委員 どうもはつきりしないのです。というのは、この法律自身は首都圏の既市街地における工場等の制限に関する法律なんだ。そしていまおっしゃっていることは、そういう制限の基準面積等を低下をさせて、いわばきびしくしていこう、こういうことなんです。それはもう從来からの法律の中でやられてきたことと同じではないか。工場やら学校やらをいろいろきびしく規制をしていこう、こういう目的を持つておるわけですから、それが副次的に人口の過度の集中を防止したり、あるいは都市の環境にも当然影響が出てまいりでしよう。そういうことで從来やってこられたわけです。何も目的を変えなくとも、そのことでれば從来どおりの目的で十分できるのではないか。今回新たにそれを取り入れられたということに関して、何かほかの問題をやろうとしておられたわけですか。何も目的を変えなくとも、そのままで從来どおりやつていかれるのじゃないですか。こういうふうに説明して置かなければなりません。どうよ

目的を達せぬのだから、人口・産業の過度集中を排除するにしても、環境の問題を大いに考えてやらなければ、それも目的的の一つにしなさい、こういうような議論がありまして、それを目的の一つに教えるということも、審議会の意思を尊重して入れたと私は思うのでございます。したがいまして、あなた方が端的にこれによつて何かやることが違うのかといえば、具体的な問題についてはこのためにこういうことを新たにつけ加えるとはいいませんが、やはり目的的の一つとしてそういう気持ちを法律の精神としてうたえば、それのやり方ふさわしいようにやるのではないかということで入れたまでございます。目的がこのために一つふえるとか二つふえるとかいうものではないと私は思つておる次第でございます。

ておるのか。ただ、目的の中だけにそういう字句を人れたからそういう精神でやるのだ、こうおっしゃつておるけれども、精神だけでは私はだめだと思うのです。具体的に一体何をやらんとしておられるのか。相変わらずこういう制限だけでいいのかどうか、こういうことが疑問なものですか、そり四つ三事。

○北川説明員 いままで首都圈整備法二十七条が工業等制限法のいわば目的になつておりました。これは人口の過密ということを単に考えて、人口集中をさせてはいかぬということが法の目的としてあつたわけです。しかし、今回これを入れましたのは、具体的にいいますと、知事が許可する場合、どういう場合に許可するかということが、八条一項一号で、移転増設いたします場合に、たとえば移転あと地が公園なり何なり、要するに環境をよくするような形で移転がなされることが必要である。また移転をされるものが悪い工場をつくられては困る。それはきちんとした近代化都市法等に基づいてやられるような工場でなければいかぬ。そういうことを含んでいる意味で八条一項一号に具体的に基準の内容として入れたわけあります。

○渡辺(武)委員 都市の環境整備をするために、工場を移転させたあと地等を緑地等にしていくて都市環境の整備をしていくのだ、こういうことをおっしゃつておるわけです。それはそのとおりであつて、従来の制限法に基づく工場の分散あるいは移転においてもそれは当然考えられていかなければならぬことである。というのは、いわゆる母法である首都圈整備法の中がそういうことになつておるのでから、秩序ある都市の発展をはかることを目的としておるわけですから、それは今まで当然やられていなければいけなかつたことなのだ。そこで問題になるのは、そういう字句が入つていなかつたからそういうことができなかつたと、もしも逃げられるとするならばたいへんな間違いではないか。むしろ、今までどおりでもそんなことは十分やらなければいけなかつた

のだ。それがやられていなかつた。それはなぜか人間の過度の集中を排除することが目的だつたらそれができなかつたのだ、こうおっしゃるところはちょっとおかしいのではないだろうか。むしろ、首都圈整備法というものが母法としてあるわけですから、単独ではなくてその中の一部の法律ですから、目的は本法のほうへ戻っていく。そうすれば当然そういう方向であと地等も処理をしなければならなかつたはずなのだ。にもかかわらずそれがやられていなかつたのだ。そこで私が心配しておるのは、今回こういう字句を入れたからこれからはよくなりますよというような気持ちではなくて、従来やつてきた方向にも相当問題点はあったのだということ反省の上に立たないと問題があるのでないだらうか。こういうことを心配するあまり、しいて質問をしておる、こういうことです。よろしいですか。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。全くそのとおりでござります。

○渡辺(武)委員 そこで具体的に内容に入つてきますが、今回工場等が千平米から五百平米に基準面積を低下させる、こういうことです、従来一千平米以下の工場は規制対象外ということであるわけですから、この法案が制定されまして千平米から五百平米まで低下されると、従来規制対象外の工場が規制されてくる、こういうことになるわけですが、この法律が制定されてから千平米以下五百平米までの間にある工場というの是一体どの程度あつたでしょうか、具体的にわかりましたらお知らせ願いたい。

○川島(博)政府委員 御質問は、基準面積を現在の千平方メートルから五百平方メートルに引き下げた場合一体どれくらいの工場が新たに規制の対象になるかということかと思います。制限基準面積を五百平方メートルに引き下げた場合、新たに制限の対象となります工場数は、従来の工場の新増設の趨勢から判断いたしまして、私どもの推計では、年間、新設が約九十件、増設が約四百三十九

件、合計五百二十件程度でございまして、これは制限区域内における新增設件数の約一五%にすぎないわけでございますが、作業場の床面積から書いてございますね。さらに、そのように制限されるものと見込まれております。

○渡辺(武)委員 この答申そのものを見ましても、いわゆる規制内にあった工場は著しく減少していくわけですが、規制対象外の工場は著しく減らせてきておる。そして人口集中なり産業集中の弊害が依然として続いているんだ、こういうふうにござりますね。さらに、そのように制限される標準を設けることによって規制外の地域に工場が移転していくといいますか、誘導されていく。したがって規制地域の外周における工場がいわゆるスプロール化していく。そして公害発生等が広域化をしてきて都市環境を著しく害しておるのではないか。いまそのように実際に新たに規制をされる工場の数あるいは量等をお聞きしたわけですが、いずれも施設前に建てられている工場、あるいは首都圏敷地法の施行前にすでに建てられてしまつておる工場が最もそのまま残ってしまうわけですね。したがつて、何とかその住居地域内にある、すでに法律の施行前に建てられている工場、あるいは首都圏敷地法の施行前にすでに建てられてしまつておる工場、つまり住居専用地域の中にそのような工場が多く存置しておると思うのです。したがって、都市環境の整備ということをもし加えるならば、むしろそういうほうにも積極的な分散政策、誘導政策というものが織り込まれてこなくてはいけないのではないか。野放しにしておきますと、規制対象地域外の周辺にスプロール化をしてくる、こういうことでござりますから、規制を強化した必要ではないであらうか。そういう面が、この法律だけではなかなかむずかしいかと思いますが、あわせて考えられていいかないと、規制を強化しただけではまたそういう弊害を生んでくる。そして

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。
既成市街地への人口、産業の過度集中を抑制するとともに、既成市街地から移転、分散する工場のための工業用地を確保する必要があることはお説のとおりでございます。このため、首都圏整備法におきましては、既成市街地及び近郊整備地帶以外の首都圏の地域、つまり五十キロ圏以遠でございますが、のうち、工業都市等として発展させることを適当とする区域を都市開発区域——これは法律上の名称でございますが、として指定することとし、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律という法律がございます。この法律に基づきまして、これらの地域、五十キロ圏より遠い地域でございますが、において積極的に工業団地の造成をはかることいたしております。現在までに鹿島地区をはじめ水戸・日立、宇都宮あるいは前橋・高崎地区等、十五の都市開発区域におきまして合計七千七百三十九ヘクタールの工業団地を計画し、このうち約七割にあたる五千六百十ヘクタールは造成を完了し、その六割近くを工場敷地として処分いたしております。また、これら地域におきましては、工業、流通等の諸機能を広域的に受け入れるための産業基盤の整備や、これらの機能を分担する都市相互間及びこれらの都市と首都圏中心部との連絡する交通、通信網の整備を促進するとともに、生活基盤や教育施設の整備も積極的に進めることといたしております。
なお、近郊整備地帯のうち、既成市街地に近い三十キロ程度までの周辺部につきましては、既成市街地と同様人口、産業の集積に伴い過密化が進み、各種の弊害がすでに発生いたしておりますので、極力工業立地は抑制することとし、三十キロから外の外縁部につきましては、道路整備の進展と相ましまして、計画的な工業団地の整備を推進

し、既成市街地からの工場分散を促進することといたしております。

○渡辺(武)委員 適地をいろいろやっているんだ、こうおっしゃるのですが、現実にその都市の中に存置をしておる工場なり、法律施行前にできておったところの、もう法律施行後は当然できないような工場なり、そういうものを計画的に移転させておられるのかどうか。鹿島工業団地等はむしろそういうものではなくて、新たに他から導入をされてくるというような性質のものが多ないのでなかろうかということが考えられるわけですね。そうしますと、それは別々に考えていくとだめなんで、確かに工場適地なりいろいろなものは設けておるのだ、こうおっしゃるけれども、それと都市の中に存置しておる既成の工場等の誘導計画その他がマッチしてこなければダメなんですよ。

そこで通産省にちよっとお伺いをしたいのですが、そのような環境の中で通産省としては一体どのようにお考えになつておるのか。たとえば今国会で審議をされております工業再配置促進法案だとか、あるいは新都市基盤整備法案等々の中にも工場の分散、誘導ということがはかられておるわけですね。そうして首都圏の既成市街地の中における工場等は多分に都市環境の整備の面からいつても思ひたくない、こういうことがあるわけですが、その辺、通産省としての工場の移転の誘導といいますか、特に住居専用地域等に散在する工場等の移転計画なり、あるいは行政指導なりについて今後どのようにしてやっていこうとしておられるのか、あるいは現在どのようにおやりになつておるのか、お聞きをしたいと思います。

○田中(芳)政府委員 通産省といたしましては、今国会に工業再配置促進法案の御審議を願つておるところでございますが、この法案は、御承知のとおり、工業等制限区域等を移転促進地域といいまして、一方工業の開発がおくれておられます北海道あるいは東北等の裏日本側、こういったところでございますが、この法案は、御承知のとおり、工業等制限区域等を移転促進地域といいまして、一方工業の開発がおくれておられます北

海道あるいは東北等の裏日本側、こういったところを誘導地域といいまして、移転促進地域から申上げますと、たゞいま御指摘のありました東京都内のいわゆる既成市街地内におきます工場の再配置、住宅地域から工業専用地域へ工場を移転させるというような問題も確かに一つの大きな問題でございますけれども、私どもの考え方といましても何よりもまず、国土面積の1%にも満たない地域において鉱工業生産が要するに六割近く上げておる、この状況を何としても早急に是正しなければならないということで、こうした地域からの工業の分散、これをまあ日本国全体を巨視的にとらまえまして、そうした観点のもとに分散を促進してまいりう、こういう形の考え方になつておるわけでございます。それから申しますと、既成市街地内におきます一つの土地利用面におけるいわば構造改善と申しますか、御指摘ございましたような点につきましては、この法案が直接受けの対象とはいじておりません。しかしながら、これは確かに先生がおっしゃいますように一つの大きな課題であると思います。しかし一方におきまして、私どもがいま再配置法案でねらいとしておりますのは、そうした工業等制限区域から工業をとにかく移転促進地域等へ分散させる、それが、その辺、通産省としての工場の移転の誘導といいますか、特に住居専用地域等に散在する工場

も、物理的な面から考えますと、住宅混合地域から工業専用地区へ工場を移すといいましても移す場所がない。そこを、まず工場を追い出しまし、その追い出したあと地をいま申しました公的申しあげますと、たゞいま御指摘のありました東京都市の再開発に回していく、物理的にいえばこういう第二段階の問題として私ども今後検討してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○渡辺(武)委員 時間がありませんので急ぎますが、私は工場のみならず学校も同じようなことがいえるのではないだろうか、つまりこの工場等の制限法は工場並びに学校も規制をしておるわけですから。ところが、いろいろ数字を調べていてまとめて、この法律が効力を持つてからも依然としてやはり学校、大学、特に大学等は相当ふえてきております。したがって、これもやはり積極的にひとつ大学の地方分散等をはかつていいましたような点につきましては、この辺の計画は文部省とてどうでしょう。文部省お見えになつていますね。

○大崎説明員 お答え申し上げます。

法律施行後、いわゆるベビーブームの波が大学まで及んできたというような事情もございまして、御指摘のように制限区域内における学生数等のあと地を、今後新たに、産業振興事業用法の改正法案もあわせて御審議を願つておるわけでございますが、ここで工業再配置公団をつくりまして、そのあと地をこの公団が買い上げることにできるような形にいたしたい、こういうふうに考へておるわけでございます。この公団が買い上げました土地につきましての再開発につきましては、首都圏あるいは地元の東京都、こういったところと十分相談をいたしまして、御指摘のようないくつかの問題を解決するためには、まず過度に集中している工業地帯の工場を過疎地帯へ分散したいのだ、こういうことを第一義的に考えておられるようです。一方都

市のはうは、それも住居地域に混在しておる工場の工場を過疎地帯へ分散したいのだ、こういうことを第一義的に考えておられるようです。一方都

等を何とかしたい、こういう考えは持つておられる。ところが所管が一体どこなのかということが一向にはつきり確立をしていない。片方のほうは、用地は基盤整備ができるでしょうけれども、現実にその移転計画その他は一体どこが強力にそれを推進していくのか。この辺がどうも疑問に思えるわけですが、いかがでしょうか。

○西村國務大臣 私もあなたと同感な所が多いのです。ただ、この首都圈整備法ができました當時は、やはり首都圏の範囲内でものごとは考えておったわけです。したがつて結局、とにかく新設備委員会としての力がなかったということです。ほんの力を、既存のものを追い出すというだけの力がない、力があるのには金を持たなければいかぬということではなくて、そこでそこまでは首都圈整備委員会としての力がなかったということですね。しかし工場に例をとれば、いまや工場もそんなことではいかぬからと、全国的視野において工場の分散をはかるうとしておるのが今回通産省から出した工場の再配置の法律でございます。したがいまして、これは端的にいって、首都圏整備委員会というものが総予算を持つた総実行的な積極的なあれがなかつた。あなたが言うがごとく、一方不要な工場は分散を積極的にやるということならば、首都圏委員長にやはり予算を持たせなければやれる仕事じゃないのです。通産省、それからまた文部省の仕事にしてもそうです。文部省も自分たちのところの学校は大部分既成市街地の郊外へは出だと思います。出たと思いますが、既成市街地において同じことがやはり行なわれておるのであります。したがいまして、それを文部省にものと言わせぬで首都圏委員長が権限を持つのに、いわゆる一時唱えられたように首都圏庁をつくつて、予算を全部その範囲内においては握つてしまふということとならばこの力が出るのでですが、それはなかなか大きい政治上の問題でございまして、首都圏庁という主張もございましたが、なかなかできなかつたわけでござります。私は今回この委員会について、経済企画庁と同じように——私は委員長をし

ておりますが、委員長としても絵をかくだけなんですが、ここはこうだ、ここはこうだといって。手ぶらです。何にもできません。そこで、私をしてやらしめるには、少なくとも経済企画庁と同じようになつておりますが、正直なところ、行って演説をするだけなんです。それですから力は何にもないのです。委員会の方々、学識経験者、相當にいろいろな方々が集まつて、シビアに、大臣は演説するだけじゃないか、絵をかくだけじゃないかといふるだけなんです。それで手帳持たしてもらいたい。それでなければ委員長は、あるいは近畿圏、中部圏は長官になつておりますが、正直なところ、行つて演説をするだけなんです。それから力は何にもないのです。若干の調整費を持たしてもらいたい、それでなければ何にも、調整するところすらもできないじゃないかといふるだけということを、相當に予算折衝のときに拈つたのでござりますから、私は今回の予算について若干の調整費を持たしてもらいたい、それでなければ何にも、調整するところすらもできないじゃないかといふることを、政府のほうを言ううではありませんが、あなたは非常にこの痛いところを突いてまいりましたので、私も正直に申し上げておるのでございます。しかしながら、大部分は使われておるのでございます。これは政府のほうを言ううではありませんが、あなたは非常にこの痛いところを突いてまいりましたので、私も正直に申し上げておるのでございます。しかし、この役所が使われるのですから、やっぱりそれを使用者或いたしましても、それが全部権限を持たないのでござります。経済企画庁が持つておる調整費、八十億になんなんとする金は首都圏と近畿圏に大半が使われておるのでございます。しかしながら、この役所があるのですから、やっぱりそれを使用者或いたしましても、それが全部権限を持たしてやつても、一方においては通産省といううつべきとした工場を所管しておる役所があり、文部省という役所があるのですから、やっぱりそれを使用者或いたしましても、それが全部権限を持たれてやつても、あなた方から考えるとなまぬるいじやないかといふるだけです。よく聞いてみますと、大きいところを押さえても中小企業はどんどんやつておるりますが、私としては、委員長としてはさらにつれて一步進めようということで、千平米を五百平米にしたわけです。よく聞いてみますと、大きいところを押さえても中小企業はどんどんやつておるから同じじやないか、それならもつと抑えようじゃないか、範囲も広げようじやないかという委員会のあれもあるし、私たち全く同感でございますが、今回はこの法律を提案いたしたような次第でございます。あなたと気持ちは全く同じでござります。

い点もあるうかと思いますが、ひとつ勇断を持たれて、閣議等でも相当強力に発言されて、いま人間環境の悪化ということが一番問題なんですかね、それを一日も早くやれるような方向で極力努力をされるように強く要請して、質問を終わりたいと思います。

い点もあるうかと思いますが、ひとつ勇断を持たれて、閣議等でも相当強力に発言されて、いま人間環境の悪化ということが一番問題なんですか
ら、それを一日も早くやれるような方向で極力努力をされるように強く要請して、質問を終わりたいと思います。

○**亀山委員長** 次は、浦井君。

○**浦井委員** 首都圏にまず最初にお尋ねをしたいわけなんですけれども、今度の法改正を見てみると、昨年十月に出された第一次の首都圈整備審議会の答申からいろいろな点で後退をしておるよう思ひます。この点を私はそれなりに理解をするわけなんですが、業界からいろいろな要望が出ておる、あるいは自治体の意見もまちまちであるということです。それなりに私自身も理解をしておるわけなんですけれども、その点について少し意見をお聞きをしたいと思うのです。

たとえば東京都の隣にある埼玉県の川口市の例を取り上げてみます。これはなぜ取り上げるかといいますと、今度の改正で具体的には五百平米から千平米の工場敷地のところが問題になる。そういうところは大体従業員が二十人から六十人くらいの中小企業であるということになりますので、ちょうどそれにぴたりのところで、首都圏でいえば川口市が問題になるだろうと思つて取り上げるわけなんです。御承知のように、川口市からはじめ市議会から意見書が出ておる。あるいは川口の市長さんからもたらす要望書が出ておるというふうに私聞聞いておるわけなんですが、現在は川口市のいわゆるキュー・ボラのある町、鋳物工業の大半分のところが制限区域に入つておつて、特にこの地域は特別の配慮で特別工業地域に指定されておるというような处置をとられておるそうです。それが今度の改正では、市が特別に工業用地を造成しておるような、そういうところが今度の制限地域の中にすっぽりと入つてしまふということできあしたつては問題になつておるというふうに私は聞いておるわけなんです。そこで、こういうような非常に上緒があるといいますか、独特の地場産業、こう

いうものを保護するという觀点でも、こういう特殊な事情にあるものについては、この法改正後、執行されるときでも、何らかのそういう配慮がなされるべきではなかろうかというふうに私思ふわけなんですが、まずその点について首都圏の御意見をお聞きしたいと思います。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。

まことにごもっともな御意見でございますが、川口市については、現在既成市街地のうち一部が工場等制限区域からはずれておりますが、この際、制限区域を既成市街地に、全域に拡大をするという基本方針のもとに今後政令で措置をいたしたいと考えております。したがいまして、御指摘になりました工業団地等も今回新しく制限区域になりまし工業団地等も今回新しく制限区域に編入をされるわけでございますが、本来それは都内の工業をリプレースするというためにあの団地をつくつておるわけでございますから、それについては制限法の綱は一応かけますけれども、これに対しては手当てをする必要はもちろんございます。これは一般的には本法の八条一項一号によりますから問題ない。しかも私どもは、お鬧りしましても、いわゆるリプレースという形で新設される場合は、これは許可することができるところでございますから問題ない。

さて、次に、既成市街地のうち一部が工場等の区域に編入される区域並びに今後竣工するであろう工業用の埋め立て地については、五年間に限つて、リプレースはもちろんのこと、新增設も許可することができる。ただし都市環境の悪化に著しい影響を及ぼさない限りという条件はつけますけれども、そういう条件で認めていこうということとでございますので、川口市の場合は万々御心配はございません。

○浦井委員 市議会からの意見書の中の一部分を読んでみますと、こういうようによいてあるわけなんです。与野党一致した意見書だそうでございますけれども「工業の移転等による用地の確保ならびに移転とともに必要な補償及び資金の融資その他税制上の措置」がありません。又今日の段階において

ては本市のような中小企業の公害防止について国の積極的措置こそ急務の課題であり、これなくしては環境の向上、市民の営業権、生活権の確保も望みがたいと考えます。」「したがつて工場移転対策、公害対策の具体的措置のない今回の法改正による制限区域の拡大、制限基準の強化については強く反対いたします。」こういふ意見書が川口市議会から出ておるし、市長からも要望書が出ておるということを聞いておるわけなんですが、ここでいわれておるところの、移転に伴う用地の確保の問題であるとか、あるいは移転に伴う補償あるいは資金の融資、あるいは税制上の措置、こういうようなものについては、私が先ほど申し上げた昨年十月の第一次答申でも指摘をされておるわけなんです。だから、制限だけを一方的にやって、その規制によって出てきた結果に對しては彼らの措置も考えられないというような形の受け取り方を現地の中小企業の方々がするならば、これはその人たちが制限に反対するのも理由なしとしないといふうに私思ひますが、あえて一度、大臣並びに首都圈のほうからのお答えをいただきたいと思います。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。

先生のおっしゃることはよくわかるわけでございますが、私どもは基本的に、やはり既成市街地というのをすでに過密の限界に達した地域である。したがいまして、この中にあります工場はできるだけ外へ行つてほしい。やむを得ない場合は、都市環境の改善に資するという観点から、集團化あるいは協業化というような形の新增設を認めます。まあ政策の視点が、既成市街地から既成市街地へ出る工場の移転を促進するというところに政策の力点がございます。したがいまして、この視点からは、たとえば金融、税制面では、首都圏の既成市街地から地方へ移転する工場につきましては、開銀から長期低利の融資が行なわれておりますし、また租税特別措置法によって資産の買いかえの場合の課税の特例も認められているわけでござい

ます。さういふことであります。さらに政府としては、工業等制限区域における工場等のあと地を買収する地方公共団体に對して都市開発資金の貸し付けも行なつております。また、今国会で審議中の、先ほど来お話を出ております工業再配置促進法案等におきましては、移転工場に対する固定資産税の減免、工場移転地方公共団体に対する補助、融資並びに移転あと地の融資及び買い上げ等の誘導策が講じられます。どうしておりますが、それらの施策によつて、既成市街地から既成市街地への工場の分散に力点を置いて実施をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○浦井委員 それに関連して——中小企業庁は米国でおられますか。——それではお尋ねをしたいんですが、昭和四十六年度の中小企業白書によりますと、都市部にある企業のメリットあるいは対応のデメリット、こういふものをあげておられるわけなんですが、この結果を見ますと、百人から三百人くらいの中小企業の場合、その四割の企業が移転の必要性を訴えておられる。自覚をしておられるということです。ところがいざ移転をすると、いうことになるいろいろな困難点がある。たとえば移転の資金であるとか労働力の確保の問題であるとか、あるいは関連取引の関係、あるいは移転先の社会資本が整備されておるかどうかといふような困難点をあげておられるわけなんですが、今回改正是、現在そのままある中小企業が移転をするという事態は起こらないわけなんですね。されども、今回の改正是、現在そのままある中小企業が移転をするという事態は起こらざりやないといふような対策を考えたままでありますと、どうしても移転をしなければならないといふような事態が必ず私

が起つてくると思うわけなんですが、そういうことになつた場合、中小企業庁としてどういふような対策を考えておられるのか、ひとつお聞きをしたいと思うのです。

○西田説明員 いま先生から御指摘がございましたように、この法案とは関係なしに、私ども、中小企業の実態いたしまして、やはり過密化の中からもっと活動しやすいところへ移転したいと希望が多いことは、白書で分析をいたしましたとおりでございまして、問題点も先生の御指摘をいたきましたように、それらの傾向に対処する政策というものを持ちと強化しなければならないというように痛感している次第でございます。で、今回の法案におきましては、零細のものにあまり激しい影響がないようなお願いをいたしましたが、それはお尋ねをしたいんですが、昭和四十六年度の中小企業白書によりますと、都市部にある企業のメリットあるいは対応のデメリット、こういふものをあげておられるわけなんですが、この結果を見ますと、百人から三百人くらいの中小企業の場合、その四割の企業が移転の必要性を訴えておられる。自覚をしておられるということです。ところがいざ移転をすると、いうことになるいろいろな困難点がある。たとえば移転の資金であるとか労働力の確保の問題であるとか、あるいは関連取引の関係、あるいは移転先の社会資本が整備されておるかどうかといふような困難点をあげておられるわけなんですが、何といいまして、なほ改善あるいは拡大というような無利子の制度が用意されております。しかしこれは、先生が御指摘になりました全般的な対策に對しまして、なほ改善あるいは拡大というような方向のものを考へるべきだということは御指摘のとおりだと思いますので、今後そういう方向に沿いまして対策を樹立いたしてまいりたいというふうに存じております。

○浦井委員 そういう措置が講じてあるといふ話なのですが、一つの問題は、そういう措置をいわば中小企業の企業主が使いこなせないという問題があるだろうと思うのです。だから、官庁の側からいきますならばPRが不足しておるといふことになるだろう。しかしその奥に横たわつておる大きな問題がやはりあるだろうと私は思うのです。というのは、先ほど申し上げた川口市の場合でも、鋳物工場からは非常に騒音であるとかある

いは粉じんであるとか、こういふような公害が生じて、企業主自身も、できれば移転をしたい、迷惑をかけないようなところに、あるいは公害を発生させないようなやり方で移転をしたいというふうにおそらく考えておられるわけだろうと思うのです。しかしその企業主の方たちのそういうことを同時に、一番の最大関心事は、私も向こうの年にお会いをして聞いたわけなのですけれども、昨年のドル・ショック以来非常に経営の見通しが立てなくなつてきておる。事業そのものがお先にあります。さらに政府としては、工業等制限区域における工場等のあと地を買収する地方公共団体に對して都市開発資金の貸し付けも行なつております。また、今国会で審議中の、先ほど来お話を出ております工業再配置促進法案等におきましては、移転工場に対する固定資産税の減免、工場移転地方公共団体に対する補助、融資並びに移転あと地の融資及び買い上げ等の誘導策が講じられます。どうしておりますが、それらの施策によつて、既成市街地から既成市街地への工場の分散に力点を置いて実施をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○西田説明員 いま先生から御指摘がございましたように、この法案とは関係なしに、私ども、中小企業の実態いたしまして、やはり過密化の中からもっと活動しやすいところへ移転したいと希望が多いことは、白書で分析をいたしましたとおりでございまして、問題点も先生の御指摘をいたしましたように、それらの傾向に対処する政策というものを持ちと強化しなければならないというように痛感している次第でございます。で、今回の法案におきましては、零細のものにあまり激しい影響がないようなお願いをいたしましたが、それはお尋ねをしたいんですが、昭和四十六年度の中小企業白書によりますと、都市部にある企業のメリットあるいは対応のデメリット、こういふものをあげておられるわけなんですが、この結果を見ますと、百人から三百人くらいの中小企業の場合、その四割の企業が移転の必要性を訴えておられる。自覚をしておられるということです。ところがいざ移転をすると、いうことになるいろいろな困難点がある。たとえば移転の資金であるとか労働力の確保の問題であるとか、あるいは関連取引の関係、あるいは移転先の社会資本が整備されておるかどうかといふような困難点をあげておられるわけなんですが、何といいまして、なほ改善あるいは拡大というような無利子の制度が用意されております。しかしこれは、先生が御指摘になりました全般的な対策に對しまして、なほ改善あるいは拡大という方向のものを考へるべきだということは御指摘のとおりだと思いますので、今後そういう方向に沿いまして対策を樹立いたしてまいりたいといふふうに感じております。ただいま中小企業の移転等につきましてござりますが、そのほかに中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫においても設立されました中にも含まれておりますが、そのほかに公害関係で移転をいたします場合の低利融資を実施いたしておりますほか、中小企業振興事業團が共同化という形で用地を造成して移転をするというような場合には、ごく低利あるいは無利子の制度が用意されております。しかしこれは、先生が御指摘になりました全般的な対策に對しまして、なほ改善あるいは拡大という方向のものを考へるべきだということは御指摘のとおりだと思いますので、今後そういう方向に沿いまして対策を樹立いたしてまいりたいといふふうに感じております。

○西田説明員 中小企業が何らかの事由で移転といふふうに感じております。たゞいま中小企業の移転等につきましてござりますが、そのほかに中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫においても設立されました中にも含まれておりますが、そのほかに公害関係で移転をいたします場合の低利融資を実施いたしておりますほか、中小企業振興事業團が共同化という形で用地を造成して移転をするというような場合には、ごく低利あるいは無利子の制度が用意されております。しかしこれは、先生が御指摘になりました全般的な対策に對しまして、なほ改善あるいは拡大という方向のものを考へるべきだということは御指摘のとおりだと思いますので、今後そういう方向に沿いまして対策を樹立いたしてまいりたいといふふうに感じております。

○西田説明員 中小企業が何らかの事由で移転といふふうに感じております。たゞいま中小企業の移転等につきましてござりますが、そのほかに中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫においても設立されました中にも含まれておりますが、そのほかに公害関係で移転をいたします場合の低利融資を実施いたしておりますほか、中小企業振興事業團が共同化という形で用地を造成して移転をするというような場合には、ごく低利あるいは無利子の制度が用意されております。しかしこれは、先生が御指摘になりました全般的な対策に對しまして、なほ改善あるいは拡大という方向のものを考へるべきだということは御指摘のとおりだと思いますので、今後そういう方向に沿いまして対策を樹立いたしてまいりたいといふふうに感じております。

○西田説明員 そういう措置が講じてあるといふ話なのですが、一つの問題は、そういう措置をいわば中小企業の企業主が使いこなせないという問題があるだろうと思うのです。だから、官庁の側からいきますならばPRが不足しておるといふことになるだろう。しかしその奥に横たわつておる大きな問題がやはりあるだろうと私は思うのです。というのは、先ほど申し上げた川口市の場合でも、鋳物工場からは非常に騒音であるとかある

の方向でものを考えてまいりたいというふうに考
えます。

○小川(新)委員 関連質問で、川口の問題でござ
いますが、いま浦井さんのほうから御指摘があつ
たとおり、ほんとうにそのとおりなんです。私が
住んでおります関係上よく土地の問題を知つてお
りますけれども、中小零細の鋳物工場から発生す
る公害という問題に対しても、いま非常な社会問
題化しているわけです。五百平方メートル以下の
新增設などという問題よりも、もう三百平方メー
トル、二百平方メートル以下の増設ということが
問題になるくらいの小さいところでございまし
て、そいつた問題で私がいま一番そこで関心を
持つてるのは、そいつた団地をつくるところ
で、具体的に埼玉県内の一休どこで、市街化区域
内でこれを受け入れるところがあるのかどうか、
これがいま非常に県で問題になつておりますし、
市でも問題になつております。それで私は特別
に調整区域内にでも持つていなければ具体的な
土地問題として——また、こういった鋳物の特殊
な團地といふものは、荒川の砂を使わなければな
らない、そいつた地理的関係上どこでもいいと
いうわけにまいりませんので、市街化区域内、調整
区域内の河川の砂がとれるところ、そいつた
地域的制約を受けるところで、いま川口で問題に
なつておりますこの鋳物工業、地場産業を育成す
る立場からいって、具体的に首都圏の一休どうい
うところに移転をさせる工場用地計画がおありな
のか。この点、私どうしても地元の問題として、
いま浦井さんから許可をいただいて発言を求めた
わけですけれども、どうか大事な問題でございま
すのでこの問題について一回だけお尋ねをさし
ていただきたい、こういうわけです。よろしくお
願いします。

○西田説明員 川口の問題につきましては、県あ
るいは関係の省庁のほうと積極的に私ども連絡を
とりまして検討させていただきたいと思います。
ちよつとただいま不勉強でございまして、いろい
る御協議いたしておることは存じておりますが、

特にこういうふうに処置することにしたという明
快なお答えをこの席でいたす用意がございません

ので、たいへん申しわけございませんが、なお検
討させていただきたいと思います。

○小川(新)委員 大臣、いまこういう問題なん
で、五百平方メートルどころの騒ぎじゃないので
すね。それ以下の問題でいま騒いでおるのです。
それで、これに対して建設省としては土地の手当
とか、また埼玉県、これは自治省とも連絡があ
ると思います。首都圏の問題として当然最高責任
者でありますので、これに対して早急に財政措置
とか土地の用途指定をしていただくとか、何らか
の、具体的な確約をいまできないにしても、ひと
つか前向きの御答弁をいただきたいのです。

○西村国務大臣 この法案につきましては、五百
平米以下はこの法律外でございますが、現実の問
題、川口という具体的な問題でございます。いず
れにいたしましても、中小企業の方はおそらくた
いへん困つておることは私も想像ができます。し
かがいまして、これは建設省といたしましても、
やはり庶民のためにはできるだけの努力をして、
現実の問題はなかなかむずかしいと思いますけれ
ども、できるだけ努力をして御希望に沿いたい、
かように考えておる次第でござります。

○浦井委員 首都圏にお尋ねしたいのですが、土
地の問題なんですけれども、確かに中小企業が移
転をする場合の最大のネックは土地の問題だとい
うことはよくわかるのです。それでは、川口市に
限らず、中小企業の移転の受けざらとして一休ど
のような計画を持つておられるのか、このことを
ひとつ一般的にお答えを願いたいと思うのです。
○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。

先ほども御説明申し上げましたが、私どもは工
業用地の開発については特別の立法を持っており
ます。これは土地収用権まで発動できる強い権限
を持った法律でございます。全国で工業用地の收
用権が認められているのは、首都圏、近畿圏以外に
はございません。そのような強権的効力まで持つ
た工業用地造成事業が首都圏に限つては法律上実

行できますので、この法律によりまして、先ほど
申し上げました五十キロ圏以遠の都市開発区域に
特にお答えを願いたいと思うわけです。

十五の工業ニータウンの指定をいたしまして、
地方公共団体及び日本住宅公团が工事を分担する
ということで、団地造成が各所で行なわれております
ます。その総数は先ほど申し上げましたように七
千七百ヘクタール、完成が五千何がし。これは、
この法律に基づきまして敷地を工場用地として處
分する場合は工業等制限区域から移転する工場が
最優先、希望のない場合に限つて他からの新設を
認めるとということになつております。したがいま
す。私どものほうが手がけております工業団地
造成事業に関する限りは、移転工場が希望を申し
出れば最優先で払い下げることにいたしております
す。

○浦井委員 そういう受けざらが、造成中が七千
七百ヘクタールですか、そして分譲済みが五千ヘ
クタール、十五カ所というふうに聞いているわけ
なんですが、その造成中のところが全部でき上
がつたとして、一休首都圏の中で既成市街地の工
場のどれだけが移転できるのか、ひとつお知らせ
を願いたいと思います。

○川島(博)政府委員 どうもたいへんむずかしい
質問でございまして、ちょっとお答えいたしかね
ます。

○浦井委員 いずれにしても、中小企業の工場移
転の問題について最大のネックが土地の問題だとい
うことはよくわかるのです。それでは、川口市に
限らず、中小企業の移転の受けざらとして一休ど
ののような計画を持つておられるのか、このことを
ひとつ一般的にお答えを願いたいと思うのです。

○西田説明員 率直に申しまして、中小企業対策
としていろいろやつてまいりました施策で、共同
化、集団化というようなことで中小企業施策とい
うものを推進してまいつたわけでございますが、
そうした事情の中、公害問題あるいはこうした
土地取得の困難の問題、あるいは都市の過密化の
問題ということが大きな問題になつてきたわけで
ございます。私どももいたしまして、先生の御批
評がございましたが、率直に申しまして、いまま
で別な目的で持つておりました育成手段を、そ
して新しい問題が起つてきましたので、それに向け
ていま改善しつつあるという段階でございまし
て、総合的に移転そのものに目を向けて、それを
根幹にして打ち出した政策というふうなでいさい
になつておらぬことは認めざるを得ないと思いま
す。したがいまして、確かにいま用意いたしてお
ります共同化、集団化ということによつて上地を

それからそのあとで中小企業厅のほうから、総括
的なお答えを願いたいと思うわけです。

○西村国務大臣 五百平米以下の工場は、これは
法律の対象になりませんから、既成市街地でも用
地があつたら建ててもよろしゅうございますよ、
それ以上のところはやはり人口が集中するからど
こかにつくるところを見つけてくれ、こういうこ
とになるのでござります。したがいまして、いま
政府委員が言いましたように、この法律のうちは
らとしては何ヵ所かの地点を用意してやつておる
といふことでございます。それがうまくマッチし
なければ中小企業は困ることはあたりませござ
ります。通産省の提起しておるものもつと規模
の大きい程度で工場の分散をやろうといったしてお
るのであります。したがいまして、私たちとして
は工場の土地問題は、それは工場のみならず住宅
問題その他の問題がありますので、用途地域を
ちゃんと指定して、これは工場地域にすべきとこ
ろだ、これは住宅地域にすべきところだ。工場地
域にすべきところというのは、それに対する積極
的に工場用地をつくつてやる、ということしか答
弁ができないわけでございます。

○西田説明員 率直に申しまして、中小企業対策
としていろいろやつてまいりました施策で、共同
化、集団化というようなことで中小企業施策とい
うものを推進してまいつたわけでございますが、
そうした問題のなかで、公害問題あるいはこうした
土地取得の困難の問題、あるいは都市の過密化の
問題ということが大きな問題になつてきたわけで
ございます。私どももいたしまして、先生の御批
評がございましたが、率直に申しまして、いまま
で別な目的で持つておりました育成手段を、そ
して新しい問題が起つてきましたので、それに向け
ていま改善しつつあるという段階でございまし
て、総合的に移転そのものに目を向けて、それを
根幹にして打ち出した政策というふうなでいさい
になつておらぬことは認めざるを得ないと思いま
す。したがいまして、確かにいま用意いたしてお
ります共同化、集団化ということによつて上地を

す。私、こういう文書を読み上げたいと思うのですが、昭和四十六年十二月四日、通産省の地質調査室長から工業技術院長あての報告書によると、この所内でアンケートをとったところ、筑波研究学園都市への工業技術院の移転計画に対しても、こういう結果が出ておるわけなんです。参加すべきであるというのが百七十二名、その他が五十六名、無回答が七十二名、計三百六十四名ですね。だから、分類をいたしますと、参加すべきであるというのが、パーセントにしてわずか二〇%、参加すべきでないという人が何と六〇%に近い数字を占めておる、こういうことになる。しかし、いま答えたように、移転するのだというふうにきめられておるわけなんですが、その報告書の中で「今回の決定に至る過程において少なからざるトラブルが所内に生じました。その原因として、管理運営事項であるべき「所の移転問題」に関する省、院責任者の御発言、あらかじめ立てられた短期間のスケジュールに行動を拘束されざるを得なかつたことが重なって、強圧的と見られ、反発を招いたことは遺憾ながらいみ得ない実事であります。」こういうふうに書かれている。こういう事情は、基本的には通産省関係の九研究機関とも同じような状況で、通産省だけなしに、筑波研究学園都市に行く他の省庁の研究機関でも同じような問題が発生しておるというふうに私は聞いておるわけなんです。この委員会でこの建設法を成立させたわけでもござりますけれども、その目的の項には「試験研究及び教育を行なうのにふさわしい研究学園都市を建設する」、こういう目的をほんとうに生かした新しい研究学園都市をつくるということであり、現実はその逆であるというふうに思われるるならば、その研究機関、あるいは具体的にその都市に住む人たち、研究者、あるいは教育に携わる人たちの意向が十分に反映をされて、現在は東京におけるけれども、みな喜んで筑波に移れるようにならなければならぬわけなんです、この趣旨からいくならば、ところが先ほど私が読み上げたように、現実はその逆であるというふうに思われるる

得ないわけなんです。だから、こういう現実で、はたしていま推進本部長である西村国務大臣が言われたような真の新しい研究学園都市が一体できるのかどうか。この辺の基本的な問題について大臣の御意見なりあるいは決意なりをひとつお聞かせを願いたい。

○西村國務大臣 大いに批判してもらいたいと思います。批判する中にいいものができるわけで、絶対私たちは安易な道をとらないで、りっぱなものをつくりたい。これから十分批判はしてもらいたいと想ります。

ながる政策ではなかろうか。これはとりもなおさず汚染源である工場のエネルギー源から発する毒ガスを少なくすることではないか。そういう意味におきましては、この「汚染大気の箱の中」というショッキングな見出しだでございますが、こういった中におきましても何ぶんかの役割りはこの

○天野(光)委員長代理 松浦利尚君。
〔天野(光)委員長代理退席、葉梨委員長代理着席〕
○松浦(利)委員 まず大臣は、あるいは事務当局でもけつこうですが、先般科学技術庁のほうで、関東地方の例の光化学スマog等の原因について発表がなされたわけあります。その問題と関連をして、地域的に関東地方にガス、ばい煙等の三分の一がどうしても停滞をする、特につゆどきにはそういう状態が顕著であるという科学技術庁の発表がなされているわけあります。それの関連から見て、この法案はどういう位置づけにならぬのか、そのことの見解をお示しいただきたい。それに関連をして、井上委員のほうから関連質問がありますので、委員長のほうで御配慮いただきたいと思います。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。

私も実は先日の新聞を見ましてたいへんびっくりいたしましたわけございます。いずれにいたしましてもこれが事實いたしますればたいへんなことござります。私どもはこれに対する対策は相当な決意をもって総合的な施策を進めなければいかぬと思います。ただ、現在御審議いただいているとおります工業制限法の立場から申し上げますと、この汚染源はおそらく工場の燃料から出る悪性のガス及び車から出る悪いガス、これが問題でありますと、全体としての工業集積の拡大を防ぐばかりではなく、場合によっては工業集積の縮小にもつながります。この移転の促進にも連なるということになりますが、私どもの法律による制限を強化することによりまして、いわゆる既成市街地内の工場立地がさらに強力に規制され、場合によ

工業制限法も果たすのではないかどうか。しかし、事柄はことほどさようには重大な問題でございます。あらゆる手を打つてこの現実を打開する。これはとても首都圈整備委員会、われわれ五十人ばかりの小さな役所でございますけれども、専門家もおりませんし、とても手に負える問題ではございません。環境庁を中心いて政府全体が一丸となつて対策を考えるべきことではないかというふうに考えます。

○葉梨委員長代理　関連して井上晋方君。

○井上委員　ただいま川島さんからお話を承りました。こういうように科学技術庁の資源調査会から文書が出てくるのですよ。しかも、責めるわけじゃありませんが、新聞記事だけであなたそういうような御答弁をなさるのは、首都圈整備法のこの法律を出されている責任者として、非常に怠慢じゃないか、私はこのようにも思うのです。この文章を見てみると、関東地方における気象条件からいたしまして、大体三分の一の間は排気ガスが停滞するということが載つておるので、これは新聞記事には見出しとして非常にショッキングな形で、東京都内にある樹木は五十年後には大体枯れてしまうであろうということだが、データとして出ておるのであります。そこで、この首都圈整備法の改正に一体どれだけそういうことが加味されておるか、ここが重大だと私は思う。ただ単に工業立地規制を二十キロやあるいは三十キロ外側に出したところであまり効果がないといふことがこれに出ておるわけなんです。むしろそれよりも、茨城県の水戸のほうにまで移転せろというような提案する手を打っているのです。そういたしますと、この首都圈整備法の改正案というものの、首都圏がこ

体これまでいんだらうかということが考えられるのです。これは科学的データですから、これをいかにして政治の面にあるいは行政の面にあらわすかということが、私どもあるいはまた行政官のつとめじやなからうか、このように思うのです。そこで、これと首都圈整備法との関係をいかにお考えになつて対処されるお考えか、このことをお伺いしたいのです。

○西村國務大臣 これは事務当局の問題でもありますけれども、政治の問題でもございます。私も詳しくそのデータは読んでおりませんけれども、五十年後には首都圏の東京都の樹木は全部枯れてしまう、いまのままでいけば、という前提じやなかろうかと思うのです。したがつて、いまのままでいければ五十年後には何もかも枯れてしまふよということで、警告を発しておるのでござります。しかし、いま光化学スマッグが発生しているこの現実の問題にどう対処するか、これはたいへんむずかしい問題でございまして、とても私はこうするこうするということはここでは言えません。それはやはり川崎とか板橋とか、いろいろな大きいスマッグになる源泉があるのですから。しかし、今回のこの法律も、これは人間、産業の集中を排除しようということですから、これで決定的にはなりませんけれども、多少の役目はします。私はそう思つております。現に今まで制限をしなつたたら既成市街地はもとひどくなつておるかもしだぬので、多少この法律の功績は認めてもらいたい。そして一步規制を進めようというのですから。決定的な解決にはならぬ、それは別な方法をもつてしなければならぬと思ひますけれども、いまあなたがおっしゃいました、科学技術がそういうふうに警告をいたしておるのでござりますから、政府としては十分取り取んでいかなければならぬ、かようなことを申し上げる程度にしかいま御答弁はできないのでございます。

○井上委員 この勧告によりますと、今までのように入口、産業が集中するスピードをとめたならばこうこう、こういう結果だ、スピードをそのまま置けばという前提じやないのです。現状のまま進んでも、現状の関東地方における工場立地あるいは人口、そのまま置いておいても五十年後には樹木は枯れてしまふぞという勧告なんですね。そこで、やはり現在進みつつある産業並びに入口の集中をある程度緩和させようというねらいなんです。でありますから、私は事務局にいたしましても、やはり現在進みつつある重大だと思ひます。それで、政治に科学が専人されない、科学的な勧告を政治が受け入れないと、きには悲惨な目にのります。そういうふうな面からいたしまして、この勧告と首都圈整備法との相関関係、非常に重大じゃないか。特に関東における気象条件が非常に悪いというようなことを考へるならば、ますますこの首都圈整備につきまして工場の規制を、われわれのト部君からも指摘いたしましたし、またこれから松浦君からも指摘するでしょう。こういう工場の立地の制限もなお一そきびしいものにしなければならぬ。現在の工場をさらに関東地方からともかく過疎地帯へ移転をさせる——これは問題あります。いろいろな考え方で進まなければ、首都圏内における工場の規制というものをきびしくやらなければ、これはたいへんなことになる、このように考える次第であります。首都圏整備委員会が人間がわずかの五十人で、環境庁なりとか、そんな権限がないといいうような消極的な態度で、もつてやられたのは、将来の首都圏は非常なものになることを私は警笛をいたしたいと思うのであります。大臣の御感想を承りたいと思います。

○西村國務大臣 私は、井上さん御存じのように、公害は科学技術の発達といいますか、それで起つたと思うのです。したがつて、それを押える根本問題はやはり科学技術で抑えなければならぬ、こう私は感じます。ということは、やはりそれが生じます。したがつて、あなたが言うように、この発生源にはいろいろありますけれども、やはりいままでの既存のものはなるべく被害を起さないようにするとともに、被害のないようなところに移すということはもう根本でございます。やはり科学を政治に反映させなければならぬということは、あなたもそれを言つておると思うのでござります。重大な問題でござりますので、私がここでとやかく言つても空論になりますけれども、非常に大きな問題、また私たちの首都圏整備に無関係な問題でもございません。ただ力が足らないのでは、これぐらいの法律しか出せないのであります。したがつてそういうふうに御了承を賜わりたい。十分留意をいたす次第でござります。

○松浦(利)委員 いまの大臣の御答弁よくわかります、この勧告が大体五月二十日に勧告されておるわけです。ですから、この首都圏整備法が今国会に出された時期から見て、確かにこの法案と勧告との間に時差がありますので、これとの関連性がどうかということの質問をする私たちはちょっと無理があることはよく承知いたしております。しかし問題は、大臣が言わたったように、首都圏整備委員会といふのが、先ほどの渡辺委員の質問でもおわかりのように、力がない、錢もない。それならば、通産省その他の文部省等に勧告が首都圏整備委員会そのもので解決するなどとは私どもは思つておりません。でなければ、この立川基地移転の問題について首都圏整備委員会等の意見を聞いたことがあるのかないのか、防衛府長官からも意見が述べられたわけではありませんが、この立川基地移転の問題について首都圏整備委員会等の意見を聞いたことがあります。しかし問題は、大臣が言わたったように、本委員会ではそのことを期待をして、法案の具体的な問題について質問いたしたいと思います。

○松浦(利)委員 それではそのことを期待をして、法案の具体的な問題について質問いたしたいと思います。まず防衛府にお尋ねをするのですが、本委員会でも防衛府長官に来ていただきまして、例の抜き打ちに移転をやりました立川基地の問題についてお尋ねをいたしました。立川基地の問題についてお尋ねをいたしました。立川の移転問題につきましては、昨年の六月五日、首都圏整備委員会の川島事務局長のところにお伺いしまして、今回の移転はあくまでも米軍施設の共同使用であるので、暫定的なものである。防衛府長官からも意見が述べられたわけではありませんが、そういう点について防衛府のほうから明確にお答えいただきたいというふうに思います。

○鶴嶋政府委員 お答えします。

立川の移転問題につきましては、昨年の六月五日、首都圏整備委員会の川島事務局長のところにお伺いしまして、今回の移転はあくまでも米軍施設の共同使用であるので、暫定的なものである。防衛府長官からも意見が述べられたわけではありませんが、この問題を把握していただけて、こういうことをこの勧告を契機として、國務大臣、建設大臣の立場から、あるいは首都圏整備委員長の立場からぜひとも公害の除去、環境の整備ということに基本があるはずでありますから、そういう意味では、この勧告を契機として、國務大臣、建設大臣の立場から、あるいは首都圏整備委員長の立場からぜひとも公害の除去、環境の整備ということに基本があるはずでありますから、そういう意味では、この問題を把握していただけて、こういうことの問題を含めて、私はやはり首都圏の整備という問題については、地方自治の発生源をまず抑えるということであらうと思いま

で考えております立川基地の都市計画というものと直ちにこれが矛盾するということではない、やはり都市計画を実施するのは基地の返還後であるというようなことから、御了解を得て、その後関東地方の国有財産の審議会にかけて御了承を得た、こういう形になつております。

○松浦(利)委員 川島事務局長にお尋ねしますが、いま、六月五日にそいつた連絡があつた、こういうことありますか、その事実について簡単にお答えいただきたい。そのことは間違いありませんか。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。

六月五日にお見えになつたことは事実でございます。ちょっとといきさつを、その前後申し上げますと、第一回の国有財産審議会、立川基地の自衛隊共同使用に関する承認案件がかかりましたのが、昭和四十六年の五月二十五日でございます。その国有財産関東地方審議会、私が委員を命ぜられておりましたので、委員の一員として特に発言を求めていたのでござります。それは、かねてから私どもが構想をあたためておらず、立川基地あと地を中心にして、この基地のあとを、丸の内、新宿に次ぐ第三の新都心に育てるべきである、こういう構想を、根本前大臣のときでござりますが、御了解を得て発表しております。そんないきさつもございまして、私は去年の五月二十五日の審議会におきましてわがほうの構想を述べまして、ぜひ、この五十キロ圏では得がたい適地であるから、これは何とかひとつ私どもの構想が実現できるような形で使わせていただきたいという意思表示をいたしました。これに対しまして、その日は保留になりましたして、次回までに政府間で話を詰めるということになりましたして、いまお話をございましたように、六月五日に防衛庁からわざわざお見えになつて、方針について協議をいたしました。その結果、先ほど鶴崎参事官が言われたように、米軍共同下における暫定的な一時使用である、こういう形で自衛隊の移住を認めますが、正式返還の暁には白紙に戻つて検討する。

しかし、あそこは六百八ヘクタールございまして、そのうち五百十五ヘクタールが国有地でござります。返還の暁にはおそらくこれは国有財産法上普通財産として大蔵省の所管に移されます。したがいまして普通財産の処分については大蔵大臣の権限で決定をいたすことになりますが、その際、私どもは私どもの主張を強く述べまして、されば私どもの構想どおりに利用させていただくようだ大蔵大臣にお願いをいたしたいというふうに考えております。

○松浦(利)委員 いま言われたことで非常によくわかりますが、米軍との共同使用下において移駐をしたのだ。だから返還された場合は白紙である、こういうことではあります。一つ心配するのには、既成事実の積み上げということで、結果的に既成事実として、あそこが首都圈整備委員会の方針とは逆に、陸上自衛隊の防衛庁のほうの施設として使われるのではないかという点を非常に警戒をするわけです。ですからいま言われたことに

ついで、くどいのですが、両省間で話し合つた交換をしておるので。そういう事実はあったのかどうか。ただ単なる口頭なのか、それとも明確にいま言われた内容について防衛庁と首都圈整備委員会との間では文書で交換されておるのかどうか。その点もひとつ明確にお聞きをしておきたいと思います。

○川島(博)政府委員 先ほど申し上げましたように、昨年の六月二十四日の国有財産関東地方審議会におきましては、米軍が基地を返還するまでの間、米軍管理のもとに基地の一部を防衛庁に一時

使用を認めるものとし、返還の暁においては同様地の使用について審議会においてあらためて検討するという旨が決定されたわけでございます。これを受けまして、同じ六月二十九日に、防衛庁の一時使用についての閣議決定が行なわれたわけですか

が言います。二十九日に閣議にかけますに先立ち

まして、二十八日の事務次官等会議におきまして、

まことに、その点は政府の意図として、確認された文書はございませんけれども、私はそう存じております。

○松浦(利)委員 いま確認されたことは、内容は

よくわかります。あとは力関係だと思うのです。

○西村國務大臣 大体のことは川島君からお話しされましたのでございまして、あらためて相談をする、白紙に返して相談をする。重要なことは申さ

れるとおりでございまして、十分われわれの所期

の目的を希望どおりやりたいと思います。希望ど

おりにやりたいと首都圈が言うような保証もない

じやないかと言つけれども、またその反対の保証

もないわけでございますから、こちらが十分必要

性を覗いて、われわれの希望どおり持つてい

たい。これはあくまで首都圈として——首都圏と

いうよりも、国全体としてやはりそれがいいとい

う方向に持つていかなればならぬ、かよう

うふうに思つておきます。

○松浦(利)委員 防衛庁長官に御出席いただこうと思ったのですが、諸般の関係で参事官の御出席をいただいておるわけですが、本建設委員会としては、あと地利用については、首都圈整備委員会が構想しておるよう、少しでも東京都の過密を緩和するために、第三の副都心として立川のあと地利用を考えておる。そのことを念頭に置いて防衛庁のほうの考え方をまとめていただきたい。これは私は建設委員会ですから建設の立場で防衛庁のほうにお願いをするわけですけれども、既成事实があるからもうおれのほうだ、こういうことにならないように、少なくとも首都圈整備委員会でこ

ういう計画のものに実施されておるわけですか

ら、あと地利用については少なくとも建設委員会

ではこういう議論があつた、そのことだけひとつ

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

〔葉葉委員長代理退席、委員長着席〕

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

○松浦(利)委員 防衛庁長官に御出席いただこう

思ったのですが、諸般の関係で参事官の御出席をいただいておるわけですが、本建設委員会としては、あと地利用については、首都圈整備委員会が構想しておるよう、少しでも東京都の過密を緩和するために、第三の副都心として立川のあと地利用を考えておる。そのことを念頭に置いて防衛庁のほうの考え方をまとめていただきたい。これは私は建設委員会ですから建設の立場で防衛庁のほうにお願いをするわけですけれども、既成事实があるからもうおれのほうだ、こういうことにならないように、少なくとも首都圈整備委員会でこ

ういう計画のものに実施されておるわけですか

ら、あと地利用については少なくとも建設委員会

ではこういう議論があつた、そのことだけひとつ

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

〔葉葉委員長代理退席、委員長着席〕

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

○松浦(利)委員 防衛庁長官に御出席いただこう

思ったのですが、諸般の関係で参事官の御出席をいただいておるわけですが、本建設委員会としては、あと地利用については、首都圈整備委員会が構想しておるよう、少しでも東京都の過密を緩和するために、第三の副都心として立川のあと地利用を考えておる。そのことを念頭に置いて防衛庁のほうの考え方をまとめていただきたい。これは私は建設委員会ですから建設の立場で防衛庁のほうにお願いをするわけですけれども、既成事实があるからもうおれのほうだ、こういうことにならないように、少なくとも首都圈整備委員会でこ

ういう計画のものに実施されておるわけですか

ら、あと地利用については少なくとも建設委員会

ではこういう議論があつた、そのことだけひとつ

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

〔葉葉委員長代理退席、委員長着席〕

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

○松浦(利)委員 防衛庁長官に御出席いただこう

思ったのですが、諸般の関係で参事官の御出席をいただいておるわけですが、本建設委員会としては、あと地利用については、首都圈整備委員会が構想しておるよう、少しでも東京都の過密を緩和するために、第三の副都心として立川のあと地利用を考えておる。そのことを念頭に置いて防衛庁のほうの考え方をまとめていただきたい。これは私は建設委員会ですから建設の立場で防衛庁のほうにお願いをするわけですけれども、既成事实があるからもうおれのほうだ、こういうことにならないように、少なくとも首都圈整備委員会でこ

ういう計画のものに実施されておるわけですか

ら、あと地利用については少なくとも建設委員会

ではこういう議論があつた、そのことだけひとつ

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

〔葉葉委員長代理退席、委員長着席〕

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

○松浦(利)委員 防衛庁長官に御出席いただこう

思ったのですが、諸般の関係で参事官の御出席をいただいておるわけですが、本建設委員会としては、あと地利用については、首都圈整備委員会が構想しておるよう、少しでも東京都の過密を緩和するために、第三の副都心として立川のあと地利用を考えておる。そのことを念頭に置いて防衛庁のほうの考え方をまとめていただきたい。これは私は建設委員会ですから建設の立場で防衛庁のほうにお願いをするわけですけれども、既成事实があるからもうおれのほうだ、こういうことにならないように、少なくとも首都圈整備委員会でこ

ういう計画のものに実施されておるわけですか

ら、あと地利用については少なくとも建設委員会

ではこういう議論があつた、そのことだけひとつ

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

〔葉葉委員長代理退席、委員長着席〕

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

○松浦(利)委員 防衛庁長官に御出席いただこう

思ったのですが、諸般の関係で参事官の御出席をいただいておるわけですが、本建設委員会としては、あと地利用については、首都圈整備委員会が構想しておるよう、少しでも東京都の過密を緩和するために、第三の副都心として立川のあと地利用を考えておる。そのことを念頭に置いて防衛庁のほうの考え方をまとめていただきたい。これは私は建設委員会ですから建設の立場で防衛庁のほうにお願いをするわけですけれども、既成事实があるからもうおれのほうだ、こういうことにならないように、少なくとも首都圈整備委員会でこ

ういう計画のものに実施されておるわけですか

ら、あと地利用については少なくとも建設委員会

ではこういう議論があつた、そのことだけひとつ

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

〔葉葉委員長代理退席、委員長着席〕

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

○松浦(利)委員 防衛庁長官に御出席いただこう

思ったのですが、諸般の関係で参事官の御出席をいただいておるわけですが、本建設委員会としては、あと地利用については、首都圈整備委員会が構想しておるよう、少しでも東京都の過密を緩和するために、第三の副都心として立川のあと地利用を考えておる。そのことを念頭に置いて防衛庁のほうの考え方をまとめていただきたい。これは私は建設委員会ですから建設の立場で防衛庁のほうにお願いをするわけですけれども、既成事实があるからもうおれのほうだ、こういうことにならないように、少なくとも首都圈整備委員会でこ

ういう計画のものに実施されておるわけですか

ら、あと地利用については少なくとも建設委員会

ではこういう議論があつた、そのことだけひとつ

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

〔葉葉委員長代理退席、委員長着席〕

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

○松浦(利)委員 防衛庁長官に御出席いただこう

思ったのですが、諸般の関係で参事官の御出席をいただいておるわけですが、本建設委員会としては、あと地利用については、首都圈整備委員会が構想しておるよう、少しでも東京都の過密を緩和するために、第三の副都心として立川のあと地利用を考えておる。そのことを念頭に置いて防衛庁のほうの考え方をまとめていただきたい。これは私は建設委員会ですから建設の立場で防衛庁のほうにお願いをするわけですけれども、既成事实があるからもうおれのほうだ、こういうことにならないように、少なくとも首都圈整備委員会でこ

ういう計画のものに実施されておるわけですか

ら、あと地利用については少なくとも建設委員会

ではこういう議論があつた、そのことだけひとつ

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

〔葉葉委員長代理退席、委員長着席〕

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

○松浦(利)委員 防衛庁長官に御出席いただこう

思ったのですが、諸般の関係で参事官の御出席をいただいておるわけですが、本建設委員会としては、あと地利用については、首都圈整備委員会が構想しておるよう、少しでも東京都の過密を緩和するために、第三の副都心として立川のあと地利用を考えておる。そのことを念頭に置いて防衛庁のほうの考え方をまとめていただきたい。これは私は建設委員会ですから建設の立場で防衛庁のほうにお願いをするわけですけれども、既成事实があるからもうおれのほうだ、こういうことにならないように、少なくとも首都圈整備委員会でこ

ういう計画のものに実施されておるわけですか

ら、あと地利用については少なくとも建設委員会

ではこういう議論があつた、そのことだけひとつ

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

〔葉葉委員長代理退席、委員長着席〕

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

○松浦(利)委員 防衛庁長官に御出席いただこう

思ったのですが、諸般の関係で参事官の御出席をいただいておるわけですが、本建設委員会としては、あと地利用については、首都圈整備委員会が構想しておるよう、少しでも東京都の過密を緩和するために、第三の副都心として立川のあと地利用を考えておる。そのことを念頭に置いて防衛庁のほうの考え方をまとめていただきたい。これは私は建設委員会ですから建設の立場で防衛庁のほうにお願いをするわけですけれども、既成事实があるからもうおれのほうだ、こういうことにならないように、少なくとも首都圈整備委員会でこ

ういう計画のものに実施されておるわけですか

ら、あと地利用については少なくとも建設委員会

ではこういう議論があつた、そのことだけひとつ

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

〔葉葉委員長代理退席、委員長着席〕

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

○松浦(利)委員 防衛庁長官に御出席いただこう

思ったのですが、諸般の関係で参事官の御出席をいただいておるわけですが、本建設委員会としては、あと地利用については、首都圈整備委員会が構想しておるよう、少しでも東京都の過密を緩和するために、第三の副都心として立川のあと地利用を考えておる。そのことを念頭に置いて防衛庁のほうの考え方をまとめていただきたい。これは私は建設委員会ですから建設の立場で防衛庁のほうにお願いをするわけですけれども、既成事实があるからもうおれのほうだ、こういうことにならないように、少なくとも首都圈整備委員会でこ

ういう計画のものに実施されておるわけですか

ら、あと地利用については少なくとも建設委員会

ではこういう議論があつた、そのことだけひとつ

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

〔葉葉委員長代理退席、委員長着席〕

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

○松浦(利)委員 防衛庁長官に御出席いただこう

思ったのですが、諸般の関係で参事官の御出席をいただいておるわけですが、本建設委員会としては、あと地利用については、首都圈整備委員会が構想しておるよう、少しでも東京都の過密を緩和するために、第三の副都心として立川のあと地利用を考えておる。そのことを念頭に置いて防衛庁のほうの考え方をまとめていただきたい。これは私は建設委員会ですから建設の立場で防衛庁のほうにお願いをするわけですけれども、既成事实があるからもうおれのほうだ、こういうことにならないように、少なくとも首都圈整備委員会でこ

ういう計画のものに実施されておるわけですか

ら、あと地利用については少なくとも建設委員会

ではこういう議論があつた、そのことだけひとつ

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

〔葉葉委員長代理退席、委員長着席〕

その意味では、その際政治信念として、現職の建設大臣として、その場合には必ず首都圈整備委員会の構想どおりあと地を利用することを、そのための努力をするということなんですが、そ

の点をひとつここで明確にしていただきたいとい

ます。

○松浦(利)委員 防衛庁長官に御出席いただこう

思ったのですが、諸般の関係で参事官の御出席をいた

銘記して防衛庁長官に報告しておいていただきた

せぬようだ。へんなことおなかねえ。

たしたわけでございます。

いと思うのです。その点約束できますか。
○鶴崎政府委員 ただいま先生のお話しの点、われわれとしても十分理解できるところでござります。現在共同使用をしておるから、既成事実によって引き続きそれを足がかりとして使用を繼續するのだというような気持ちは毛頭持っておりません。あくまでも返還になつた時点においては白紙の状態で話し合いをするという気持ちでおります。なお、首都圏にいろいろな公害問題その他ございますが、それを解決する一環として立川基地を開発したいというような計画につきましては、われわれとしても十分その重要性というものは理解はできますけれども、やはり防衛という立場もござりますし、そこ辺は今後の調整の問題ではなからうかと思います。なお先生のおっしゃった御趣旨は、帰りまして十分防衛庁長官にもお伝えをすることをお約束いたします。

○松浦(利)委員 ヘリコプター部隊ならどこか別なところがあるわけですね。それから陸自ならほかに市ヶ谷とか練馬とかあるわけですから、何どもまた中に出てくる必要はない。ですからその点は——先ほどちょっと防衛の問題も云々、こう言わわれました。そのことが少しひつかかりますけれども、いずれにしてもそういう意見があつたといふことを立官に御報告いただくということでありますから、ぜひ……(防衛の問題は見解の相違だからと呼ぶ者あり)いま不規則発言がありますけれども、見解の相違じゃないですよ。これは大切な問題なんです。こういうことすら実現できなければ、首都閣整備委員会なんか何をやつたってだめなんですよ。あと地利用ができるようなことになるなら、首都閣整備委員会なんかむしろ解散したほうがいいですよ。いま不規則発言があつたことに勇気づけられて防衛庁が変なことをすから、ほかにあるんですから、見解の相違ではないです。その点はひとつ、いまの不規則発言があつたことに勇気づけられて防衛庁が変なことを

次に事務局長にお尋ねするんですが、この首都圏整備法の内容が、昨年の十月二十一日に審議会から答申がなされた線から大幅に後退しております。特にその中で重大な問題としては、工場の改築制限という問題について取り抜けになつてしまつておる。この首都圏整備審議会の答申どおり法案が出されなかつた原因は一体どこにあるのか。せっかく審議会が長い間議論を積み重ねた答申が法案にあらわれてこない。どこに原因があるのか、その点を明らかにしておいていただきたいと思うのです。

○川島(博)政府委員 昨年の十月、答申を受けました内容につきましては御案内のことと思ひますが、その答申の中で、答申どおり改正法案に盛り込まれなかつた問題が若干ござります。

これについて順番に申し上げますと、まず工場の基準面積の引き下げについては、思い切つて大幅に引き下げる、こういう御提案をいただいたわけでございますが、特に住民生活と密着している生業的な小穴細企業への影響を考慮いたしまして、やはりそこはある程度のところで線を引かざるを得ないということになつたわけでございまする。御案内かと思いますが、当初私どもの原案では、五百平米では少し過ぎるということで、実は三百平米、九十坪以上まで下げたいということです関係方面と交渉いたしたわけでございますが、地元地方公共団体をはじめ経済團体がこぞつてそれでは困るということで、結局は五百平方メートルに落ちついた次第でございます。ちなみに申し上げますが、ロンドンにおきましても制限基準面積は約四百六十五平方メートル以上でござりますし、パリにおきましても、五十名以上の従業者を有するかまたは五百平米以上の作業場を有するかということが基準になつております。したがいまして、これらとの比較から見ましても、またわが国の実情から見ましても、まあこの際、線を半分の五百平方メートル程度に引き下がることが妥当ではないかということで、五百平方メートルにい

転、分散を促進し、その配置の適正化をより積極的に図ることにより都市環境の整備改善を進めるためには、制限施設の新設および増設を制限するだけではなく、その改築についても制限する必要がある。」と述べられております。この提案は、現行法のたてまえであります集中抑制のための工場の新增設の規制、すなわち工業集積の絶対量の増加を抑えるという立場を大きく踏み越えまして、既存の工業集積の縮減を通じて過密の緩和をはかるべしとするものでございまして、従来の新增設の制限とは質的に異なる規制内容を含む画期的なものといってよろしいかと思います。過密対策の前進のためにはきわめて有効な方策として評価でござるわけでございますが、反面においてはまた検討すべき問題点も残されておるわけでござります。何となれば、既存工場の改築を原則として禁止するということになりますと、政策的には制限区域の老朽工場のスクラップダウンを強制し、制限区域外への移転を余儀なくせしめて工場の再配置を促進しようとするものでございますが、対象施設である老朽工場の経営者にとっては、改築が許されないということになれば移転か転廃業かの二者択一を迫られることになり、場合によつては企業の命運にかかる重大な問題でございます。したがいまして、このような企業経営に重要な制約を加える政策は、あわせて移転、分散を効果的に行なうための企業の誘導助成策、さらには転廃業を余儀なくされたものに対する移転あと地や施設の買い取り請求を認めるかどうかなどなど、憲法二十九条との関連においても検討を要する問題点が多いわけでございます。したがいまして、制限区域内における改築の実態、改築制限の効果等に関するきめのこまかい吟味も含めまして、今後の検討をまつて立法化することとし、今回はひとまず見送ることにいたしました。

な大都市圏域として発展せしめるためには、工業等制限法の適用区域をすでに過密化した地域に限定することなく、今後における過密の弊害の予防を必要とする範囲に拡大すべきである。従つて、制限区域を既成市街地全域に及ぼすことはもちろん、近郊整備地帯であつても、すでに工業の集積等制限法の対象区域とする必要がある。」と述べています。この答申を受けまして、私ども事務局は、昭和四十五年の国勢調査における人口集中地区統計及び工業統計等によって、人口・産業の集積度の高い地区として、東京都の北多摩の各市、千葉県の市川市から千葉市に至る臨海部——これは後背市街地を含めての話でございますが、市川市から千葉市に至る臨海部、埼玉県の川口市に連なる市街地、及び神奈川県では横浜市に連なる市街地等を既成市街地に指定し、工業等制限区域とすることが妥当であると考え、具体案を示して関係地方公共団体と協議をいたしてまいりました。しかしながら残念なことにうまくいかなかつたわけでござりますが、その理由は、現在これら、私どもが拡大をはかつた近郊整備地帯は、首都圈整備法上の近郊整備地帯の指定を受けており、これに伴つて、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律によりまして、都府県に対する地方債の利子補給及び市町村に対する国庫補助負担率のかさ上げという特例措置が講ぜられており、提案を受けた関係自治体は、既成市街地に入ることによりこれら恩典を失うことに強い反対の意向を示しております。したがいまして、この際はとりあえず工業等制限区域を既成市街地全域に拡大するにとどめ、周辺の近郊整備地帯を制限区域に編入することにつきましてはなお慎重に検討し、関係自治体とも十分協議の上、できるだけ早い機会に答申の趣旨に沿つた改正を行ないたいというふうに考えております。

○松浦(利)委員 局長、たいへん申しわけありませんが、もう時間が来ますので、答弁のほうはひとつ簡潔にお願いしたいと思います。

それで、いまの局長のお話、よくわかつておるのですが、ただ、何といつても工場の改築制限を加えるということは、そのことによつて工場のスクランプ化が促進される。それは逆にいうと、移転をしていくそのあと地が整備され、利用されていくんだという意味で、やはり向といつても改築制限ということは方向としては当然今度の改正の中に含めるべきだ。いまいろいろ言われましたけれども、それでは憲法二十九条に抵触するのではないか。強制してそのままにしておくから二十九条に抵触してくると私は思う。そうなつてきた場合には、当然助成措置、税制の優遇措置あるいは長期低利の融資あるいは換地のあせんとか、そういう意味では私は一歩後退の感を免れられないと思うのです。ところがそういうことが議論されずに、ただむずかしいからということでのことが見送られた。そういう点では私は非常に答申に対して、せっかく答申が出ておるわけですから、そういう意味では私は一歩後退の感を免れないと思うのです。

それで、いま通産省から企業局の田中参事官お

いでとのことであります、今度工業再配置法案、これは商工委員会を経て本院ではすでに通過して、たしかいま参議院の審議だと思うのであります、これとこの首都圈整備法のそういう問題との関連ですね、それは通産省としてはどういうふうに位置づけられておるのか、それが一つです。それから、改築等の制限を行なう場合に、私が申し上げた税制措置あるいは長期低利の融資、換地のあせんとかいうなことが通産省自体で議論されておるのかどうか。その二点について明確にお答えをいただきたいというふうに思いました。

○田中(芳)政府委員 通産省をいたしまして工業再配置法案をいま御審議願つておるわけであります。

第一類第十二号 建設委員会議録第二十三号 昭和四十七年六月七日

ですが、私どもの考え方は基本的にはやはり過密地域から工業を地方分散させるべきだ、こういう考え方でございます。この点につきましては首都圏の考え方と基本的には何ら変わつてないのではないかと考へておるわけですが、問題のた

とえ

とえ</

約三千万おります。これが昭和六十年、すなわち十五年後には、私どもの推計では三千八百万に達するであろう。これをこのままうつておけば南関東にばかり集中するわけでございます。現在南関東には三千四百万、北関東に六百万の人口が住んでおります。最近は北関東は人口はやや増加傾向に転じましたけれども、それは国勢調査の結果では五年間でまだわずかに三十万程度でございました。したがいまして、今後十五年間に二千八百万から三千八百万になるわけでございますから、八百万のふえたものを南関東、北関東にどう振り分けるかということでございますが、私どもは、自然にほうつておけばおそらく北関東は百万もふえないと思います。しかしこれは政策的に大規模都市育成によりまして、北関東の増加人口を二百万に高めたい。反対に南関東に集中する人口は六百万に押えて、昭和六十年時点では北関東が八百万、南関東が三千万、こういうバランスで人口を配置することが首都圏の均衡ある発展にとって絶対に必要である。こういう観点に立ちまして、それでは今後十五年内に三百万人の人口を北関東、山梨県を含めて四県に定着させるためにはいかなる政策努力が必要であるかということと浮かび上がっています。それが、この北関東大規模都市構想でございま

す。

これは現在、三県は首都圏の中ではいずれかといふと過疎地帯でございまして、最近ようやく工業集積あるいは人口集積に顕著な変化があらわれておるわけでございますが、現状は依然として後進的な地域であることは否定できないわけでございます。したがいまして、これらの三地区をそれ人口百万程度の大規模なものに育て上げたのです。それには絵にかいたもちはだめなのでございまして、戦略的な手段が必要でございます。その戦略手段として考えられましたのが、高崎から宇都宮南部を通りたしまして水戸周辺に至る大規模な横断高速道路を建設する。少なくとも六車線以上で、ノンストップで飛ばせる高速道路を建設する。しかしそれだけでは不十分でございます

進めて、非常にワクは少ないけれども、とにかく計画的に五ヵ年計画のあるワクの中でやつてあります。計画性を持つてということは私は非常に進歩じゃないだらうか、かように思つておるよくな次第でございますが、このワクで十分であるとかこのワクで大かた片づくというような次第でございません、かのように思つておるような次第でございます。

○新井委員 いま答弁がありましたけれども、こ

れは答申でもいわれております。「従来、官民を

通じて都市公園に対する認識が低かった」、こう

いうこととございまして、いまは住民のほうは非

常に認識があるわけでござりますけれども、やは

り政府のほうが一步おくれておる。そういうわけ

で、その財源的な計画においてもまだどこに

指摘されていることの反省の上に立つてやらなければこれはできない、このように強く思うわけでござります。

そこで具体的な問題にまいりますと、この都市

公園整備五ヵ年計画の達成のために必要な財源と

いうのは、答申によりますと総額で一兆六千億

円、その中で用地費が一兆三千三百億円、それか

ら施設費が三千八百億円、こういうぐあいに見込

まれておるわけでござります。この答申で一兆六

千億円と見込まれたそれを九千億にした。した

がつて今回のこの計画は非常に小規模といいます

か、この内容はほとんどできないような状態になつておると思ひますけれども、一休この答申につ

ついての考え方は大臣どのようにお考えですか。

○西村国務大臣 答申は尊重しなければならぬと

思つております。そこで実際的に答申とはなはだ

違うワクできました。これは全くだれの罪でもございません。私の力不足でござります。これはほ

んとうに、答申があればそれ以上にというのがわ

れわれの考え方でござりまするが、国全体の予算の

規模として非常に少ないワクできましたというこ

とは全く私の力不足でござります。私は非常に不

満だったのです。しかし最終的にそなりました

ことは、はなはだ残念に思つておる次第でござい

ます。

○新井委員 とにかくこれではこの五ヵ年計画の

後一万七千ヘクタール確保と

でござりますが、そのうちの河川敷関係が二千ヘ

クタール、それから國公有地関係が三千四百ヘク

タール、それから区画整理関係が六千六百ヘク

タール。それからこの一万七千ヘクタールのうち

で純粋に用地買収をするものというのは五千五百

ヘクタールといふことになつておるわけでござい

ます。

そこで、この公園用地で確保目標というのは今

ではないか、このように思うわけでございます。

○新井委員 まさに第一段階としてもたいしたことではないの

ではありませんが、そのうちは河川敷関係が二千ヘ

クタールでござりますが、非常に地価の高

いところを自がけてつくらなければならない。局

長の言ふようにそれを認めて、平米当たり一万八

千円程度で、少なくとも首都圏あるいは近畿圏あ

るいは中部圏でそういう用地が確保できると思つ

ているのかどうか、それを伺いたいと思いま

す。

○吉兼政府委員 確かに御指摘のよう、公園の

整備における用地費の占めるウエートとい

うふうな分類がござります。こういうのは、主

として既成市街地の中でもういう公園をつくつ

て、平米一万八千四百円というふうな単価を見つ

ておるわけでござります。

○新井委員 いまどういう計算でやられたかわか

りませんけれども、これは私の計算によりますと

そんなに高くはとれない。要するにこの施設費を

入れないで用地費だけでやつてみても、平均した

場合そんなに高くとれないというような計算でござります。これは局長も御存じのように、都市公

園の種類というのはいろいろござりますけれども、

それでこそ存在しておる。そしてこれは全国の都市計画区

域指定市町村の約三六%にもなつておる。それか

なりますと児童公園さえ持っていない市町村が多

い

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

ただけれど、北海道の非常に僻地の未利用等を含む
ないというものが約三千ヘクタールございます。

でおりますので、これが全部公園になるとは考えておりませんけれども、建設省では個別に国有地について当たられておりまして、約八百ヘクタール程度を公園にできるのではないかというふうにお考えのように伺っております。私どもそれにつきましては、建設省から、あるいは実際の公園設置者である市町村等から御相談ありましたときに、現在の都市問題等を考えまして、できる限り公園緑地のほうに充てたい、さように考えております。

非常に少ないということから一つは公園がなかなかできなかつたということがあるのでございます。したがいまして、こういうものについてはこれからも、とにかく環境整備の時代だ、こういうあいに言われておるわけでございますけれども、極力出していただきたい、このように要望しておくわけでございます。

債、御承知のようになりますので、必要に応じてもちろん地方債の発行を認めますけれども、地方債とそれから交付税措置、それから都市計画税等の税収入、そういったものでこの公園の施設整備を行なっていいたい、基本的にはそのように考えております。それから三番目でございますが、交付税で公園費の費目を設定しろということでございますが、これは御承知のように今度の国会におきまして改正いたしまして、五カ年計画に即応いたしまして、從来市町村分の都市計画費の中に入つておりましたものを抜き出しまして、昨年の二・五倍というふ

では建設省として、局長としては、補助対象事業、それから補助率のアップということについては、大蔵省なりそういうところへどのような交渉をされておりますか。

○吉兼政府委員　公園関係五カ年計画の発足ということで、四十七年度の予算の折衝におきまして私ども最大の努力を実は払つたわけでございまが、結果的には御指摘のような姿になりまして、私どもは決してこれで十分とは思つております。他のいろいろな都市施設関係についての国の負担割合等とのバランスからいきまして、公園についての国の負担すべき割合というものが、決して現状が十分なものというふうに私ども思つております。したがいまして、これはきまつたものでございますので、一応これで五カ年計画は発足させたのでございますが、今後はあるやる機会を通じまして、私どもは、こういう都市公園を計画的に推進していく上におきまして、公園というものを、緑地というものが占める社会的・国家的に重要な地位というものを勘調してまいりまして、そういう財政負担というもののについての改善についての努力を払つてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

に申し上げましたのは現在の未利用地でございま
す。それ以外に私ども、在日米軍に提供している
土地などがございます。御承知のように、現在米
軍施設の再編成等が若干行なわれる傾向にござい
まして、それらが実現しまして、もし在日米軍の
土地が返ってくるというようなことになればさら
に追加的に未利用地が出てくる。それが公園で
きるかどうか、その時点で判断しなければなら
ぬ、かこうに考えております。

○新井委員 それじゃ時間がないのでどんどん進
めてしまいますが、要するに大蔵省としては、要
望的に申し上げておきますけれども、少なくとも
も公園というのはお金を取つて使うところではあ
りません。無料使用というのが基本的な原則にな
なっている。そしていままでは、大蔵省としても
その補助対象率であるとかあるいはまた補助率が

○新井委員 そうしますと、答申の中ではわれておりますが、「地方債については、国費分を除く、用地賃額を地方債の対象とするとともに、施設費についても適償性を有するものについては、あわせて地方債の対象とする。」こういうぐあいに一つあります。それからもう一つは、「都市公園整備事業が本来収益性のない公共事業であることにかんがみ、できる限り、政府資金等の長期かつ低利の資金をあてる。」ということござります。「地方交付税については、基準財政需要額の算定において「公園費」を設ける等充分な配慮を行なう。」この三点があるわけでございます。この五ヵ年計画にあたって具体的に何をやられますか。

きたいのですが、五ヵ年計画におきましては、い
まで四十六年が補助対象事業費が百七十六億、
それから単独事業費が五百五十三億、補助対象事
業費の割合というのは二四・二%、それから内訳
としまして国費が六十五億、地方費が六百六十三
億、そういう中で国費の割合が八・九%といふこ
とになつております。四十七年度ではこれが三
六・五%、それから一五・八%というようによび
たのですけれども、公園の重要性にかんがみまし
てこの補助対象事業といふものを今後建設省とし
てもどんどん伸ばしていくたいということを思つ
ておると思いますけれども、そういう点について
どのようにお考えになつていますか。

○新井委員 今後昭和六十十年までに、この答申の中におきましては、一人当たり公園面積は十平方メートルである、そういう水準を確保することを目標とすべきである、それには約十兆円の予算が必要となることになっております。それから、この水準は、すべての都市計画区域における最小限度の水準であり、新たに建設される都市においては歐米並みの水準を設定すべきである、こういうふういわれておりますが、局長は九平方メートルを今後の目標にすると言つていますね。なぜそれが九平方メートルに設定されたのか、その理由はどういうわけですか。

業、それから補助率のアップということについても、大蔵省なりそういうところへどのような交渉をされておりますか。

○吉兼政府委員 公園関係五カ年計画の発足ということで、四十七年度の予算の折衝におきましては、私ども最大の努力を実は払つたわけでございまが、結果的には御指摘のような姿になりまして、私どもは決してこれで十分とは思つております。他のいろいろな都市施設関係についての国の負担割合等とのバランスからいきまして、公園についての国の負担すべき割合というものが、決して現状が十分なものというふうに私ども思つております。したがいまして、これはきまつたものでございますので、一応これで五カ年計画は発足させたのでございますが、今後はあらゆる機会を通じまして、私どもは、こういう都市公園を計画的に推進していく上におきまして、公園というものを、緑地というものが占める社会的、国家的にも重要な地位というものを強調してまいりますて、そういう財政負担というものについての改善についての努力を払つてしまいたい、かよう考えておる次第でございます。

○新井委員 今後昭和六十年までに、この答申の中におきましては、一人当たり公園面積は十平方メートルである、そういう水準を確保することを目標とすべきである、それには約十兆円の予算が必要となることになっております。それから、この水準は、すべての都市計画区域における最小限度の水準であり、新たに建設される都市においては欧米並みの水準を設定すべきである、こういうぐあいにいわれておりますが、局長は九平方メートルを今後の目標にすると書いていますね。なぜそれが九平方メートルに設定されたのか、その理由はどういうわけですか。

といふものが出ておるわけであります。この十平米の根拠でございますけれども、これは私は確たる根拠はないと思います。しいて言うならば、現在の歐米の各都市におきますところのいわゆる都市公園の警備水準が大体二十平米前後というのが通例でございますので、少なくともその半分程度のものを確保しようというのを一応の目標に設定したというふうに私どもは理解をいたしております。それからなお、十平米が九平米になつたのはどういうわけかということでございますが、これはいろいろいろこまかいことになりますけれども、一応長期計画というもの、五年計画を立てます際の長期の計画についていろいろ議論をいたしましたが、私どものほうで立てました計画の内容について、一部緩衝線地が運動公園になるのではないかというような計画上の調整というようないふうな計画でも、折衝の過程でそういうことがわかつてしまつたりしまして、そういうのを調整した結果、まあ実質九平米でも当初考えておりました十平米のもの量が確保できるというふうなことからそういうふうになつたようになります。

○新井委員 時間がありませんのであまり言いませんけれども、私が一番問題にいたしますことは、確固たる根拠がないのに九になつたり十になつたり、あるいはまた十五にふやしたりすると、いうことが一番問題じゃないか。これがやはり答申でいる、官民ともにそういうことに對する考え方方が非常に浅いということころじゃないかと思います。私は、りっぱな局長でございますからそういうことはいろいろ計算をされての上だとは思いますが、けれども、やはりこれから一番大事になつてまいりますことは、われわれの環境の整備といふことです。この空間をどのようにしていくか。いま局長も言われておるように、スタッフホールでは環境会議が開かれておりますけれども、そういうところではまたいろいろな基準が出てくる、こういうことになつてくるかと思ひますけれども、大蔵省においても、あるいはまたいろいろの

ところに折衝するにしても、やはり予算というものがとれない、こういうぐあいに思うわけでございます。

○西村国務大臣 私は、公園は行政上ますますこ

れから重要性をさらに増したという気がするので

す。さらに増したというのは一体どういうことか

といふと、いろいろ理由をあげてみましたが、そのうちの一つに、やはり国民生活の違い、歐米と多

少しう地は高くて大都市の公園を怠ぐ。広さも

そんなに大きいことは要りません。やはり数が多くいいと私は思うのです。それですから、上

地が高くても思い切って買うことです。私はそう

いうふうに思います。予算の運用、どちらかとい

うと予算は小さい金をばらまきながらのですが、

そういうやり方は予算の実効上あまりよくな

いなかのほうは少し待つてもらって、とにかく

困つておるところを重点的にやろう。大規模の公

園よりも小規模の公園をよけいつくる、こういう

ことではどうだろうか。これは私の私見でござい

ます。そのようにしていまはやっておるのでござ

いますが、いすれにしても重要な御提案をいただ

きましたから、その線に沿うて努力したい、かよ

うに思つておる次第でございます。

○新井委員 では、あともう少し提案がございま

すので申し上げます。ざつと言いますから、最後にお答えをいただけたらうこうです。

一つは、幹線道路の両側には必ず緑地帯を確保

するようとする。公共施設敷地の緑化、街路樹の

育成等によつて公園緑地の不足を補うようにつと

めます。まず隣より始めよ、私は建設省の国有地、た

とえば高速道路をやりまして、あの下がたいへん

遊んでおる。日本道路公團においても同じです。その下の土地を一体どういうふうに使つておるがとれない、こういうぐあいに思うわけでございます。

○吉田(之)委員 いま他の委員からいろいろ御質問ございましたけれども、まだ大臣の御答弁に

おりましたとおり、われわれこの公園問題を契

機に、日本と諸外国の都市そのものの構造ないし

は概念的根本的な違いをもう一度大いに反省し、

そして問題を再確認しなければならないというふ

うに思つておるのです。モスクワへ行きましてもパリへ

す。それからもう一つは、公園の配置にあたつては、中央公園、森林公園、近隣公園、教育公園、運動公園、児童公園等、地域の実態と発展方向に

即し、かつ全体として相互の連携を保つように考

慮すべきである。それからもう一つは、地方都市においては市で公園課を持つているところが非常に少ない。現在では六十二か六十三くらいしか公

園課を持つていないと聞いておりますが、このた

めに公園の管理等まで手が回らなかつたために、

またもう一つは、中央においても、今後大がかりに都市緑化をはかっていくためには、現在の建設

があつたと聞いておるわけですが、これらに対処し

ていくために機構の不備を是正する必要がある。

○西村国務大臣 一々それにお答えするの

ではありませんが、御提案になりましたことと、た

いへんけつこうでございます。

もう一つ、小さい金でございます。これはとつ

てもやれるようなワク内の金じやございません。

したがつて、何と申しましても日本はいかに

おきましてはまだ緑があるわけです。これは諸外

国、雨の降らないよくなとこと比べればたいへん恵まれた土地であります。一番困つておるのはやはり大都市なんです。したがいまして、やはり

少し土地は高くて大都市の公園を怠ぐ。広さも

そんなに大きいことは要りません。やはり数が多

ければいいと私は思うのです。それですから、上

地が高くても思い切って買うことです。私はそ

うのも、いろいろ理由をあげてみましたが、その

うちの一つに、やはり国民生活の違い、歐米と多

少しう地は高くて大都市の公園を怠ぐ。広さも

そんなに大きいことは要りません。やはり数が多

ければいいと私は思うのです。それですから、上

地が高くても思い切って買うことです。私はそ

うのも、いろいろ理由をあげてみましたが、その

うちの一つに、やはり国民生活の違い、歐米と多

</

行きまして、プラハでもウイーンでも、どこの町でもそうですが、上から見るとともかく森の中には近代的な家が配置されて、静かに、遠慮しながらひそみ込んでいるという感じがいたします。ところが日本の近代都市は、ともかく見渡す限り全部ビルでなければならぬのじゃないかと思い込んでいるぐらいたい感覚が違う。いま大臣からお話をありましたように、確かにその民族の持つておられますいろいろいろな歴史的沿革も違います。個々に庭を持つたり、あるいは神社やお寺を持つたり、そういうことで沿革は違うと思うのですけれども、しかし日本もここまで近代国家として発展し、先進諸国に伍して国際的に交流をはかっていかなければならない、あるいは国民の生活、健康そのものをより科学的、近代的に再検討しなければならないということから考えますと、今度提案されてしまう緊急整備計画はまさに時宜を得たものだというふうに、私どもは敬意を表しております。

しかし、そこでどうしても気になりますのは、この公園行政のおくれそのものは、やはり私は政府にもあると思うのです。特に今度の法案を見ますと、いわゆる公園に対する基本的な、基礎面としても、いわゆる公園に対する基本的な、基礎面となる法律がいかにもばらばらで、不備で、思いつきだというふうな感じがしてならないのです。私は特にこの機会に申し上げたいのですけれども、建設省が一応責任を持つている都市公園あるいは今度問題になっておりますいわゆる都市公園等といふ考え方、それから環境庁が管轄いたしております自然公園、この辺は非常に概念がはつきりしないで、お互いに交差しておりはしないか。もう一度この辺でいろいろと整理し直してみる必要があるのではないかと思いませんが、結局私は法律だけではうまくいかぬと思います。都市公園法というののはずいぶん前につくった法律です。ずいぶんうまいこといつておるわけですかけれども、やはりそのおくには今日のような状態なん

です。したがつて、今回のあれはほんとうに都市公園法を受けて具体的な問題でござりますから、これによつて具体的には進むと思ひます。再検討してみると気持ちはないかと言われても、再検討する点はどういうふうなところにあるのか、御質問の意味がちょっと私にはわかりかねます。もちろん不備なところは法律を直さなければならぬことは当然であります。

○吉田(之)委員 ちょっと私の考え方を御説明いたしますと、いわゆる都市公園といふものは、都市公園の健全な発達をはかり、もつて公共の福祉を増進するためにつくるんだ。だから、いまだだんな近代化している市街化地域と申しますか、いわゆる都心部そのものに緑をどう与えるか、あるいは子供たちの遊び場をどう与えるかということがあり本來の定義だと思うのです。ところが、たとえば明治六年、太政官布告で定められた公園がありますね。東京の上野公園とか芝公園とか、金沢の兼六公園とか、奈良公園とか、これはやはりそういう意味でつくられたものではないと思うのです。しかしこれは現在一應都市公園の範疇の中に入っているわけなんでしょう。それからいま一つは、今度だとえば飛鳥に国営公園ができます。これはまことに感謝いたしておりますが、同時に、武藏丘陵森林公園あるいは淀川河川公園ですか、こういうところはそれぞれ、明治百年を記念したり、あるいはいろいろと過去の歴史を振り返ろうということでつくられている。こういう国営公園という発想が現在出てきておりますね。これは広義の都市公園的なものとは別な意味を持つてゐるものだと私は思ひます。それがチャンポンになつて一應建設省の管轄の中で持ちかかえて走つておる。一方、国立公園というものは、わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地などを公園として保存しようではないか、そういう考え方方が主体となつてできてる大規模なものだと私は考えます。そうすると、いま申し上げましたように、都市公園と一緒にいつても、本来の、近代都市のどまん中にあつて、住民に対応する

○吉田(乙)委員 別にいいますぐやらなければならぬ問題ではございませんけれども、やはり一度この辺で、建設大臣や環境大臣や環境庁長官が協議されて、その辺の公園の概念の交通整理、それ考え方をまとめなければならぬというふうに思う次第であります。

○西村國務大臣 そういう御説明ですとよくわかります。その辺の整理といいますか、法律の上の整理、それからわれわれが考える上の整理、それがぜひともしなければならぬと思つております。しかし、現在建設省があずかつておるいわゆる公園といふものは、建設省が都市行政を持つてはから、やはり、都市計画で決定した都市の中の公園といふものが主眼にならなければならぬと私は思います。しかし例外として、厚生省が、いま環境省がやつておる自然公園に似たようなもの、あるいは史跡公園といいますか、森林公園といいますか、とにかく自然公園で総括されるようなものを、たくさんではありませんが場合によつては、けれども、いろいろなこの公園の姿は、自然公園のカテゴリーに含まれるような公園も一部分やつておる、かように考へる次第でございまして、法律上これをどういうふうに整理していくかということことはまた別な問題でございますが、そういうふうに考へております。その辺につきましては少し考えておきます。その辺につきましては少しうでございます。

らお互いの持場の明確化ということをやられるべきでないか。私はやはり、いま大臣がおつしやいましたように、当面何よりも緊急を要する問題は、いわゆる自然のあとかたもない今日の精神的に荒れ果てた都市、これをどう手直ししていくか、自然を取り入れて、より情緒的な、人間の快適な環境に変えていくかという問題にやはり最重点を建設省はぶち込むべきである。その他の面では、さらに国土全般のいわゆる環境をどう保全していくか、美化していくかというふうな問題は、環境庁なら環境庁で真剣になつて考るべき領域ではないかというふうな気がいたします。環境庁の方いらっしゃいましたら、いまの時点でこういう問題をどう考へているか、参考までにお聞きしたいと思います。

○宇野説明員 いま先生御指摘の問題、私どももいろいろ考へはいたしておるわけでございますが、ただ都市公園とわれわれの自然公園と、それそれにやはり沿革がございまして、また制度的にもいろいろ違ひがあるわけでございます。特に自然公園について申しますと、我が国の土地の所有形態とかいろいろな社会的な情勢がございまして、現在のようにいわゆる地域制と申しますか、区域をきめて指定をするというふうな制度になつておるわけでございます。そういう意味で、たまたま自然公園の中にあるいは都市公園がある、あるいは都市計画上のいろいろ施設が入つてくるといふ問題もございまして、一がいにこれを完全に分けてしまう、分離してしまうということは実はずかしい問題でございます。ただ具体的な問題になりますて、いろいろ都市計画あるいは都市公園の問題と自然公園の問題がぶつかり合うといふようなことがありました場合には、常に建設省と私ども環境庁の両省の間でそれぞれ相談をし合いまして、調整をしてまいつておるわけでございます。根本的な検討というものが必要であるかもしれませんのが、いまのところ私どもとしては、この沿革あるいは社会情勢から考えまして、当分はこの今までやむを得ないのじやないか。それぞれ調

整し合つていきたゞ、そういうふうに考えており
ます。

○吉田(之)委員 大臣、園芸公園なんかをつくられた場合に、その管理などは環境庁のほうの出先にまかしたり、あるいは地方公共団体にまかしたりなさるのだろうと思いますが、その辺も非常にいろいろと各省にまたがる微妙な問題が出てくると思うのです。ただつくつておけばそれでいいと、いうものでもない。いろいろと法律の整備も必要でしようし、またそういう仕事の分掌もやはり引きるだけ一貫した、筋の通ったものにされることが一つの大変な問題ではなかろうかと思いますので、その点は申し上げておきます。

ば日本の都市の一人当たりの公園の保有面積ですね。これが諸外国のそれと比べてはまるでけたが進う。諸外国の場合、ここで出てくるたとえばベルリンの二十四・七平米、ニューヨークの十九平米というふうな数字はいわゆる都市公園的なものをその人口で割った数字ですか。その辺はどうなっているのでしょうか。

○吉兼政府委員 お尋ねの点は、都市公園的なものを人口換算したものだと思います。先ほどいろいろのを人口換算したものだと思います。先ほどいろいろ

一応その都市の中心部に所在するものは、これは公園の機能に変わりはないわけですから、人間との関係においてはやはり取り入れて計算していくことと、日本が諸外国に比べてなおどういう現状にあるかということを精密にいろいろ検討して、どこまでアプローチしていくかという問題の目標を立てていただきたいというふうに思います。

それからいまちよとと思い出しましたが、国営公園も基礎的な法律はないようですね。ですからものものでありますて、これは個人の能力でできるものじやございませんので、国費が九多ないしは十数%ではまさにお寒い話だと思うのです。少なくとも半分くらいは国費をぶち込んで公園を国民のためにつくっていくんだ、庶民のためにつくっていくんだということのために今後一そう馬鹿力をかけて努力をしていただかないとい、この程度ではとても日本の現状を諸外国に近づけることは不可能だというふうな感じがいたします。

それから、時間がございませんのでいろいろ申し上げますが、特にこの際気を配ってほしい問題は、いわゆる市街地の問題は大臣いまお考えのところですけれども、さつき新井さんとのお話にもありましたが、いわゆるいなかの町ですね、これを持たずするかという問題です。私は、ここで大臣もおっしゃったように日本にはそれなりの沿革がありまして、鎮守の森というものがあるのですね。こういうものがいま非常に荒廃しております。市町村財政からいっても、少し金を投じて手を加えればそのまま公園的なものになる。それがいなかの都市が大きくなつていった場合に非常に大きな役割りを果たすとよいように思っています。また現にそういう意見が学者

一応その都市の中心部に所在するものは、これは公園の機能に変わりはないわけですから、人間との関係においてはやはり取り入れて計算していくことと、日本が諸外国に比べてなおどういう現状にあるかということを精密にいろいろ検討して、どこまでアプローチしていくかという問題の目標を立てていただきたいというふうに思います。

それからいまちょっとと思い出しましたが、国営公園も基礎的な法律はないようですね。ですからこれもたいへん思いつき的だと言われればそんな感じがいたしますので、その辺の背景をはっきりしてほしい。

それから、公園というものは読んで字のとおり公のものでありまして、これは個人の能力でできるものじゃございませんので、国費が九多なししくは十数%ではまさにお寒い話だと思います。少なくとも半分くらいは国費をぶち込んで公園を国民のためにつくっていくんだ、庶民のためにつくっていくんだということのために今後一そう馬鹿力をかけて努力をしていただかないと、この程度ではとても日本の現状を諸外国に近づけることは不可能だというふうな感じがいたしました。

の間でも出ておりません。これも現に手直しをすればすぐに役立つ公園ができる得るということをお詫びいただきましたが、その方面でいわゆる既存の公園らしきものをどう保存し、充実していくか。
それから、都市の全然の砂漠のようなところに新しい公園を、これはもういかに国費を投じてでも土地を買い上げてしまつて、本来の都市公園を新しくどうつくっていくかという問題を整理してかかっていただきたいと思うのです。私は特にいま着目していただきたい問題は、工業再配位置法ができるので、工場が移転される場合に、そのあと地を全部公園にしていくくらいの気がまえが要じやないか。これは価格の問題で相当折り合ひがむずかしいと思いますけれども、その辺は多少、市民の将来のために、大胆な措置をしてでもこれを公園化していくのがいいのではないかとうふうに考えますが、大臣はいかがですか。

○西村国務大臣 工場が移転する場合、適地でなから上場が移転するのですから、それじゃそこを何にするか。ほかの工場が来れば同じことですから、それはやはり市民のいこいの場にすべきだ、児童の遊びの場にすべきだという考え方は当然でございます。しかしそういうところは主として高いのです。高くても買え、私はこう言うのですが。それでなくちゃ公園はできません。また一番必要なところです。どこでもここでもつくれといふなら、いかなならもつと安いのです。都市でなければ、いなかに行けば安いのですが、そういう趣味がないことはしらないかね、高くても買うべきだ、そういうところこそ必要なんだ、こういう考え方でございます。

それからもう一つ、あなたの言われました神社、仏閣の境内をうまく使え、これは非常にいい考え方でございます。私どものほうはそれにどういうふうな手を差し出すことができますか、これは別な問題でございますけれども、あの位置を使わなければいけないと私は思うのです。なおできれば、わんぱくば、わずかな金で整理ができるれば、それがはしゃぐし定木のことでなしに、それに金を少し

の間でも出ております。これも現に手直しをすればすぐ役立つ公園ができるということをお聞きいただきまして、その方面でいわゆる既存の公園らしきものをどう保存し、充実していくか。
それから、都市の全然の砂漠のようなところに新しい公園を、これはもういかに国費を投じてでも土地を買い上げてしまつて、本来の都市公園を新しくどうつくっていくかという問題を整理してかかっていただきたいと思うのです。私は特にいま着目していただきたい問題は、工業再配装置法ができるので、工場が移転される場合に、そのあと地を全部公園にしていくくらいの気がまるが必ず要じやないか。これは価格の問題で相当折り合ひがむずかしいと思いますけれども、その辺は多少、市民の将来のために、大胆な措置をしてできれどこれを公園化していくのがいいのではないかといふふうに考えますが、大臣はいかがですか。

○西村国務大臣 工場が移転する場合、適地でないから上場が移転するのですから、それじゃそこを何にするか。ほかの工場が来れば同じことですから、それはやはり市民のいこいの場にすべきだ、児童の遊びの場にすべきだという考えは当然でございます。しかしそういうところは主として

○吉田(之)委員 それから、実はこの間、市街化区域の農地、特にA農地の問題が税制上の問題になりました。そのときに公園地はかように思つておるような次第でござります。または緑地にしようではないか、そういう名目としまして、そして態度がはつきりすれば配慮していいということに現状なつております。こういう動きをとらえて、これが単に税金のがれの方便ではないにほんとうに説得して、緑地ないしは公園地に買上げていくということは、建設省がことしあたりからほんとうに真剣になつて取りかかつていかねばならない問題ではないか。またそもそもしなければならない市街地の公園問題は解決しないと思います。この点、大臣は今日どういう御心地でいらっしゃいますか。

○吉田(乙)委員 チャンスというものは生かさなければならぬと思いますので、いま御答弁のとおり、ひとつ政府としては関係各省庁の大臣と緊密な連絡をとられまして制度をつくり、法が必要ならば法律をつくられて、こういう公園拡大のためにいろいろな手立てを整備していただきたいと思ひます。

それから、文部省の文化省へ、これまた、ちょっと

いわゆる緑とオープنسペースを確保するためには、都市公園の整備とあわせて、郷土史的なあるいは文化的な価値を有する自然環境を保全しながら公園化していくことがこれから非常に大事だと思うのです。各地でやつておられるようではありますけれども、何か文化庁は、いわゆる古文化財に対して保存しろというストップをかけられることは非常にうまいのですが、実際の金の面や、さらにそれを活用していく面では、たいていへんいろいろと御苦心をいただいておるようですけれども、われわれにすればたいへんいらだしい感じをときどき持つわけがあります。その点、今度の公園の積算整備計画と相まって、文化庁としてはこうした問題をどうお考えになつておるか。ついでに聞いておきたいと思います。

文化庁のほうは文化財の保護という観点からこの行政を担当しているわけでございますが、私どもの文化財の保存というものは、もちろん保存がまず第一義的に大事で、これが後世に伝えられなければいかぬという性質のものでございます。同時に文化財というものがいかに大事であるか、国民のみんながそれを大事にするという気持ちを持つてもらうためには、国民の皆さまがこういいう文化財についていろいろ理解を持ち、愛着を持つてもらうことが必要だと思います。そこで私もどうのぼうは、文化財の保存と同時に活用ということ

も大事な課題と考えておりますので、そういう文
化財保護法上史跡として指定をしておりますけれども、史跡として指定した地区的環境整備等を行
たしまして、公園的な形で国民の皆さまに活用していただかくということを考え、できるだけやっておるわけですが、建設省のこのような事業に対しましても、私どものほうとしてもそういう観点からできるだけ御協力を申し上げたいと考えております。

○吉田(乙)委員 文化財というものは、ただそれだけを守るのだったら、正倉院みたいにどこか倉庫のようなところに全部入れておけばいいわけですが、しかしそれは現に生きている人、将来生まれてくるであろうわれわれの子孫たちに対して文化財に接しさせることが非常に大事でありまして、そのためには足を運んでみようというような環境を用意しなければならない。またそういう美しい環境があつて初めて文化財というものが守られ、その真価を發揮することができる。だからこういう公的行政につきましても、文化庁はさらには積極的な意見を建設省などに申されなければならないというふうに思います。

それから最後に、これから生活様式がどんどん変わってくる、自由時間がふえてくる、そしていわゆるレクリエーション都市というふうなものがかかるから、いわゆる第三セクターを設立して、そういうレクリエーション都市というものをつくっていくではないかという考え方があるようですが、私は大体の考え方としてはいいと思うのです。しかし公園と遊園地は私はやはり本質的に違うと思うのです。だから、国が公園行政を考
え
る中で、そういう民間の遊園地に手助けするよ
うなことが本質的にいいのだろうかどうだろうかという疑問がわいてくるわけです。といって市町村だけではなくてもやつていけない。この辺の考え方の統一をわれわれはしないといけないと想いま
すので、そういう点、ひとつ局長か大臣からかお

答えをいただきたいと思います。

大衆のために無料で開放されたものでなければな

○吉政政府委員 レクリエーション都市の考え方
といいますものは、先生御指摘のように官民合同で第三セクター方式でやつていこうという考え方でございますが、中身としますれば、やはり健全な、いい内容のりっぱなそういうレクリエーションの基地をつくらうということが結局終局のねらいであるわけでございます。そのためには、やはり核になるところは都市計画の公園として整備する。たとえば一千ヘクタールあります場合に五百

りたいと思ひます。

○龜山委員長 沈祖堯

してこれは本来ならば公団自体がやるべきでございますが、これを二つに分けまして、公団と民間、つまり第三セクターに特許いたしまして、そこへ公園をつくるというものの、そういうものの合作でそういう核になると、ところのパブリックな公園をつくることが一つのねらいでございます。それから、それを取り巻く周辺に、公園を中心に、しかもその周辺の風致景観に富んだ自然環境を十分にエンジョイするためのいろいろなレクリエーション基地と申しますか、休泊施設を計画的に、都市計画によるところの土地利用計画のもとに配置していく。それからさらにその周辺、これは風致地区とか、そういうふうな都市都市計画の規制をかけまして、良好な環境を保全していく。そういうものを含めました。総体的なものをレクリエーション都市として私どもは考えていいたい、こう思っているわけでござります。したがいまして、これが一特定の民間のために、独占企業のために奉仕するということになると、一番避けなければならないとうふうなことを、十分私どもは配慮していくたいと思つております。

○吉田(之)委員 要望ですが、やはりパブリックなものですから、そういう意図でつくられたせつかくの公園あるいは施設が入園料ばかりかせがれに終わると思います。したがつて、あくまでもわが国の公園行政の拡大の中で、基本的には公園は

○浦井委員 明暗があまりないから簡略に質問をしたいと思うのです。

公園、特に都市公園といえども、公園をつくり整備するということは自然環境の保護というようなことと両立したものでなければならぬというふうに思うわけなんですが、これは当然そうだと思います。そこでひとつ具体的にお答え願いたいと思うのですが、建設省は直轄事業として淀川の河川公園に着手するということなんですが、この計画とか、あるいはどういう公園をつくるおつもりなのか、簡単に御説明を願いたいと思います。

○吉兼政府委員 淀川につきましては先生も十分御存じのとおりでございまして、非常に広大な河川敷をかかえております。私どもの調査では全体で九百ヘクタールくらいの河川敷がある。三川合流地点から下でございますけれども、そういうふうに承知をいたしております。そこへもつてきて、淀川のこれから低水路工事というものが現在行なわれておるわけであります。この際に、その淀川の低水路工事にあわせまして都市河川環境整備事業というものを河川局のほうでお考えいただき、それに私どもの公園整備事業が一体になりまして、そこへ園管の大規模な河川敷公園をつくるというふうな構想になりまして、それを四十七年度から手をつけることになつたわけでござります。具体的には、とりあえず五六年ではそのうちの三百ヘクタール程度のものを約三十億の事業でやる。その三十億の内容は、まず十億が河川事

業——都市河川環境整備事業といっておりまして、が、その河川事業でやつていただきまして、それから次に十億が私どもの国営公園でもつて大規模なそういう河川敷公園の根幹になるような施設をやつていいこう。それから残りの十億につきましては、こういう河川敷でございますから、各地先地先の公共団体がそれを利用するような、身のまわり的な都市公園的な施設をここへ入れ込んでいこう、こういう全体の構想のもとに今年度から手をつけるという計画になつております。

○浦井委員 計画の要点はわかつたわけなんですが、いまこの淀川の河川公園について京阪神の学者から、淀川の河川公園をつくると淀川の残つておる自然をさらに破壊していく、そして野鳥であらうとか貴重な植物が失われるのではないかといふような批判が行なわれておつて、これは政府にも要望書が提出されておるというふうに聞いておるわけなんですがれども、こういう学者の意見に對してどういう配慮がなされておるのか。一たん公園にしてしまつて一つの企画にはめてしまふ自然のままの状態にはなかなか戻らないといふことは学術的にもいえるわけですし、こういう点で、淀川の河川公園をつくるという際にもう一度この計画について十分な検討をすべきではないかという意見が地元では非常に強いわけなんですが、その辺の問題についてひとつ大臣なり都市局長の御意見を承りたいと思うのです。

○川崎政府委員 淀川は、御承知のように明治の初めから改修工事にかかるわけでござります。したがつて、かなり自然的な公物ではござりますけれども、一方では相当改修といったような手を加えて現在の河川を維持いたしておるわけでございます。しかし、それはそれとしまして、いろいろな生物環境をつくり出しておるわけでござります。したがつて今回のこういった公園計画を機会に、どのようなフルプランをかくかということがあり、都市としては珍しい、縁なりあるいはいろいろな生物環境をつくり出しておるわけでござります。

大臣のお供をいたしまして、そういった淀川の公園計画の一部を現地を見てきましたわけでございますが、やはりできるだけ河川の機能に支障のない範囲では、現状における自然の状態というもののやはり長い間のバランスのとれた結果生み出されたものでございますから、なるべく残していくべきです。しかしながら一方、都市ではいわゆる都市公園的な施設とかあるいは運動場、こういったものも不足しておるわけでございますから、ある程度はそういうもののもう少し満足させていく必要があるのではないかと思うわけでございます。現在、いろいろな学者の方々からの御意見もございますし、都市局と私どものほうとよく協議いたしまして、さらにそいつた御意見等も入れまして、今後の具体的な計画を練るようにいたしたいと考えております。

保護をはかつていただきたいと思いますというような手紙も学者の人たちはもらつておるということを聞いておるわけあります。この前の建設大臣の答えでも、いろいろそのため努力をしたいということなんですが、その後、事態もだいぶ進んでまいりまして、尼崎としてはその全部を保存するはとても金がないので不可能だということです、やはり公園を開けるだけ広くとって、あとは宅地にしようというような話が具體化しておるというように聞いておるわけなんですが、これはやはり非常に貴重な自然林ということで、一部を公園にするだけでは、植物あるいは動物の生息ということから見て非常に不十分だ。やはり、先ほども言いましたように、一度失われた自然というのは再び戻ってこないということを十分に重視をしておるだけでは、地元に対しても十分な援助を、というよりも特別な措置がやはり必要ではないかというふうに私思うわけなんですが、この点についてひとつ大臣のお考えを尋ねておきたいと思います。

るよう、私ども大蔵省と協議をいたしたいと
考えておる次第でござります。

○吉兼政府委員 猪名川の自然林をいかに保護す
るかということにつきまして、私ども十分現地か
らの話を伺っております。先般、大臣も現地へ御
視察いただいたよなわけでございます。ついせ
んだけ、これは直接関係いたします豊中市、尼
崎市の関係者の方が見えまして、具体的にそうい
ういろいろな自然環境保全をする立場の方々から
の御要望、いかにこれを生かしていくかというこ
とについてのお話し合いも伺っております。まだ
最終的に結論が出たわけじゃございませんが、現
在計画いたしておりますところの北のほうの都市
公園、これは当然既定どおり整備するわけです
が、それの南のほうにつながっておりますところ
の帶状の自然林地帯を、極力樹木のいいところを
残すという方向で土地の交換分合をやろう。とい
いますのは、河川局長が申し上げましたように、
いろいろ官地と民地とが入り組んでおりますの
で、それを整理いたしまして、その結果そういう
帶状の緑地を残す。これについて私どものほうも
都市公園としましてできるだけ国の立場から援助
をしようというふうな方向で、いま話を詰めつつ
あります。これは区画整理もからんでおりますの
で、そういう区画整理との関係において公園緑地
ができるだけ確保していくというふうなことを優
先的に考えてまいりたい、かよう思つております。
○西村国務大臣 私も非常に心配になりました
が、実は猪名川はずいぶん前からの改修で、少し
言い方がおそかつたですね。しかし、まだ全部木
を切り払つたわけじゃございませんから、もちろん
地方公共団体においての予算の問題もありま
しょうが、しかし、もうでき得るだけたくさん残
すということが私のほうの本心でございます。少
しおそかつたような気がいたしまして、非常に残
念に思つておりましたが、あなたの言うとおり、
できるだけのことは公共団体と連絡をとつてや

淀川の問題ですが、これは大学の先生等も相当地に意見を持ってきております。もともとです。したがって、上は枚方から下はある大阪の河口に至るまで、相当な面積です。これを全部遊ばせておくということももったいないわけでござりますから、政府が国費を出して整理しよう、そして皆さんに使わせようというのだが、やはり重要なところは、これもずっとコンクリートで張り詰めたようなことをせずに、十分その辺考慮を払ってぜひ公園にすべきだ、こういうことは私は現場で指示をいたしておきました。したがつて、これがいよいよ具体的にこうなるあなるといふ計画ができれば、さらに識者の方々の意見も取り入れまして、りっぱな公園にしたいということを考えておる次第でございますから、御了承を賜わりたいと思います。

して、二十万株でございます。授権資本が八十万株
というふうになつております。当初の出資構成で
ございますが、三重県が五万株でございます。そ
れから紀伊長島町が三万株、名古屋鉄道が七万九
千株、以下、紀伊長島漁業觀光株式會社、それか
ら三井物産とか、その他銀行関係としまして日本
長期信用銀行、東海銀行、百五銀行、第三相互銀
行等、そういう金融関係も、持ち株はわずかでござ
りますが、それぞれ出資をしておるわけでござ
ります。資本構成は大体そういうたよな状況
になつております。それから役員でございます。
役員は、社長には、これは非常勤でございます
が、名鉄の副社長でございますところの梶井さん
という方が社長になつております。専務には三重
県の元の出納長が浜田という方でございます
が、就任をいたしております。以下、常務には名
鉄の前総務部次長の蜂矢という人が就任をいたし
ております。あと取締役には県並びに地元の市町
村その他出資関係の代表者が名前を連ねておりま
す。こういうよろな構成でスタートをしておるわ
けでございます。

それから、これについて私どもがこれからどう
いうふうな援助をしていくかということをござい
ますが、実はまだ公社が発足したばかりでござ
いまして、全体の事業計画等が十分にセッテされ
おりません。いまそれについて作成中といったよ
うな段階でございますが、考え方としますれば、先
ほど私が申し上げましたように、レクリエーショ
ン都市といいますものは、まず都市計画公園とい
うものを核にいたしまして、その周辺に自然環
境を十分エンジョイするよういろいろな労働者
のための休泊施設とかあるいは遊戯運動施設を配
置する。それが全体として大きなレクリエーション
の拠点といいますか、基地になるというふうな
ものをつくる考え方でございます。その核になりま
すところの都市計画公園、これを折半いたしまし
て、半分は公共団体が都市公園として、半分は第
三セクターの株式会社が都市計画公園をいわゆる
特許を受けまして整備をしていく、こういうこと

はございまして、私たちもが補助をいたしますのは、公共団体が整備いたしますところの都市公園に対しまして補助をいたします。それから第三セクターがやりますところの公園整備事業、それらその周辺のいろいろな関連施設の整備事業、そういうものにつきましては日本開発銀行から融資を受けるというふうな道がございます。これも計画が具体的でまいりますと開発の融資が導入できるということになつておるわけでございます。

概略はそういうことであります。

○浦井委員 いろいろ言われたわけなんですかれども、この点はすでにこの法案が参議院で論議をされたときに、わが党の春日議員が建設大臣やあらいは都市局長にいろいろお尋ねをしたので、十分御承知だと思うわけなんですが、こういうレクリエーション基地をつくるという構想というのは、ひつきょうするに、大観光資本といいますか、大レジャー産業資本といいますか、こういうものが非常にやりたいという恣意的なものが働いて、それに對して国や自治体が社会資本をつけてやるというような形にならざるを得ないのでないのではないか、またそういうことが十分に予想されるというふうに私思うわけでございます。都市局長のほうからいろいろお話をあつたわけなんですねけれども、といつて、こういう名鉄であるとかあるいはいろいろな銀行資本が入ってくるといふことは、もうかるということが前提になつておるわけでございます。もうかるという観点を貢ぐならば、最大限もうけたいということになつてまいりますと、これはよほど注意をいたしましても、いま日本でいろいろ起つております観光スプロールと、いうようなことが私当然起つてくるようすに予想されるわけなんですねけれども、こういうことに對して建設省の側としてどのような観点で、どのような措置を講じようとされておるのか、ひとつお尋ねしたいと思います。

○吉良政府委員　觀光スプロールというお話をござりますが、そういうふうな世の中の動きに対しまして、私どもは計画的なそういういい觀光基地をつくろうという、その一翼をになおうという考え方からこういうふうな構想を出して事業をやつていこうということにいたしておるわけでござります。したがいまして、私ども、レクリエーション都市なりレクリエーションの基地をつくります際には、世上いわれておりますようなそういう乱開発になるということを絶対避ける、すでに持っておりますその土地のいい自然環境をこわさないような、ほんとうにりっぱな、いい環境のレクリエーション基地をつくるということに最大の努力を払つてまいりたいと考えております。

それからもう一点の、結局独占資本に奉仕すると申しますか、それに振り回されるのじゃないかという御意見でございますが、これにつきましては参議院の御審議でも十分御注意等がございまして、私どももそういうことにならないように、資本構成の面において適正を期してまいりたい。といいますことは、紀伊長島の例で申し上げますならば、現在は第一期の事業でございます。たまたまその第一期の事業といたしておりますところが名鉄関係のそういう地域にかかわりがあるところでございまして、この紀伊長島のレクリエーション都市はさらに西のほうにりっぱない計画地がございます。そういうところも二期、三期といふところで事業を拡張してまいります。そういうたしますと、そういう地域につきましては他の民間の企業といふものをこの会社に参加させていただきますが、これは都市計画法上そういう制度が実に、十分私どもこれから配慮してまいりたいと考えております。それから特許事業という点でございますが、これは都市計画法上そういう制度があるわけなんです。都市計画を民間の者にやらせてための一つの方法でございまして、例といったしましては、一団地の住宅経営でございますと

か、あるいは都市計画の駐車場でございますとか、そういうものにつきましては、都市計画の決定いたしましたのをそういう特定の会社、企業に特許をしてやらせるという例はもうすでにたくさんございます。そういうふうな都市計画法上の制度を活用いたしましてこの事業を進めてまいりたい、かように考えている次第でござります。

○浦井委員 資本構成については、第一段階としてたまたま名鉄が関係のあるところが多いのです。くさんになつたというようなお話だつたのですが、これは参議院でも言われたわけなんですが、新聞記事によりますと、資本同士のあるいは大企業同士の觀光開発争いというようなことではつきり地元の新聞にも出ておるわけなんです。こういう点から考えますと、いまの御説明では私はどうてい納得できないと思うわけなんです。

それからもう一つ、この特定事業という問題につきまして関連して質問したいわけなんですが、

〔委員長退席、天野(光)委員長代理着席、
このレクリエーション都市といふものはいろいろ
な二段論法といいますか、そういうものがあるわ
けでござりますけれども、要するに都市計画上特
許事業だということで、この第三セクターである
ところの株式会社というものは土地収用権を持つ
ておるということになると思ふわけなんですが、
この点はどうなんですか。

○吉兼政府委員 都市計画法によりまして、五十
九条でございますが、そういうふうな施行権限が
特許で与えられることになつております。したが
いまして、その事業主体は都市計画事業を実施す
るということになるわけでございまして、都市計
画事業につきましては、関係の用地につきまして
は収用対象事業になり得るというふうな法制に
なつております。

やつて いる とい う 例は、 私は 寂 間に して 聞いて お
りま せん。 た だ 計画 上 十分 私ども チエ ック す る。
そ う い う 観 点 か ら、 税 法 上 の い ろ い ろ な 恩 典 を 受
け ら れる と い う ふ う な と こ ろ に この 事 業 の 特 色 が
あ る の で は な い か と い う ふ う に 理 解 いた し て お り

を発動されて取り上げられるということになる。と、これはとうてい土地所有者というものは納得しがたいのではなかろうかということを考えるわけなんです、どのような理由をつけましても。だけに公國をつくっていく事業とは全く本質的に違うからそういう意味で、この五ヵ年計画の中に第三セクターというような項目がずっと入っておりましてけれども、これは国やあるいは公共団体が行なうふうに思うわけなんですが、この点についてひとつお答えを願いたいと思います。

○吉兼政府委員　たてまえは、私申し上げましたように都市計画事業でございますから、そういうふうな権能が事業主体に与えられておるわけでござります。しかし、たてまえはそうでござりますが、実行上におきましては、すでに先行してそういう土地を任意買収でもつてある程度取得してからこういった事業が行なわれるのが逆例でござります。したがいまして、特許事業であるからといって収用権を発動してやるという例はおそらく私はあるまいと思います。ただ、メリットといいますと、収用対象事業でございますので、税金の面で、たとい収用権を発動しなくとも、任意買収の場合におきましても、収用対象事業というところで税法上特典がございます。そういう点から土地が入手しやすいというメリットは実はあるわけですが、なあ、こういう特許事業につきましては、たとえば一團地の住宅施設ということで、電鉄会社が多うございますが、すでに特許事業でもつて、都市計画事業で団地建設というものをやつていてる例もあるわけでござります。

〇浦井委員 私は、弊害が当然予想されるからあ
つけます。民間には絶対悪人ばかりだとは思わ
ぬ。中には大いに国家に援助したい、こういう人
もあるわけです。どうぞその辺で御了承賜わりた
いと思います。

○浦井委員　しかし、いずれにしてもそういう大観光、大レジャー産業資本が、万々なかろうとう予想ではあるけれども、収用権を持つということは事實ですし、やはりそういう事業に国があることは自治体が基盤整備をやってやるという点は、これはいま吉田委員のほうから御指摘がございましたように、非常に問題だというふうに思つておるわけで、私は大臣に最後に要求をしておきたいと思うのですが、先ほど申し上げましたように、この法案の第三条の三号、こういうものはこの際この緊急措置法からはずすべきであるというふうに要望をしたいと思うわけなんですが、その点について大臣のお考えを聞いて、私の質問を終ります。

○西村国務大臣　さいせん吉田さんからもお尋ねがありましたが、遊園地と公園とは違うのでござります。それが非常に大事なところです。遊園地と公園は違う。私はこの三号は、これは一つの方針ではありますしうが、運用にあたってはわれわれ注意をしなければならぬというところでございます。しかし、皆さま方御案内のとおり、民間の人人はいざれも悪人だ、いざれも金もうけばかりに従事しておるのだ、こうきめつけることはできないと思います。やはり善良な意味において、国家も人もなきにしもあらずでございます。したがいまして、これは今回はこの法律で通していただきまして、この結果非常な弊害があるというようなことをになれば、そのおりにまた考える。私は全部これは否定するわけにはいきませんが、運用につい

の復元については、それからちょうど公園の入り口のところの地下でございますので、中にある樹木については十分な配慮をするというような条件等つけられまして片づいたように私ども伺つておられます。あともう一つの問題は、たしか東北新幹

らかじめ削除してほしい、しなさいといふふうに言つているわけなので、その点はもう一度重ねて要求をいたしまして、質問を終わります。

線、東京駅から出ます東北新幹線が秋葉原あたりから下に入ります。上野公園の下をかなり深くトンネルで通るというふうな計画になつておるようあります。これにつきましては相当深くシールドでトンネルになりますので、直接は公園には関係はないことだと私思いますが、隣接いたしまして下忍池の地下水の問題等がからみまして、そういう工事をやると非常に影響があるのじゃないかというようなこともからんで議論がされておるや伺っております。これにつきましてはまだ完全に話し合がついたというふうな報告は私受けおりません。

○小川(新)委員 それから第三の問題として、河川敷地内の公園設置の件については、建設省としてはいまどのような計画があるのですか。

○川崎政府委員 現在河川の高水敷が主としてその対象になつておるわけでございます。今回治水の五ヵ年計画で定められました河道整備の内容といたしましては、約五ヵ年間で千五百ヘクタールばかりを公園にいたしたいと考えております。これは河道整備を私どものほうでいたしまして、上ものについてはやはり公園計画の一連としてやることにならうかと存じます。

○小川(新)委員 そうしますと、多摩川のゴルフ場のあと公園、東京都の公園をつくりたいといふ問題や、埼玉県でいま荒川の河川敷の公園で、民間ゴルフ会社が占用しておりますところを都民や県民に開放して都市公園としたいというような構想について、いま県や都からあると思います。これらについては民法上の所有権のトラブル等がいま係属審理になつておりますが、埼玉県のあの荒川の河川敷について、いま建設省がやつていた大して埼玉県に払い下げるようなことがあるのであります。また埼玉県に公園として許可するお考えが大してあります。

○川崎政府委員 ただいま申し上げましたのは主として国有地についてでございまして、かなり民

有地といいますか、利権の問題等もあるうかと思ひますけれども、私どもいたしましたは、できるだけ不特定の方が利用できるというような意味で、公園なりあるいは運動場なり、こういったものをふやす方園で検討していくことを考えております。

○小川(新)委員 大臣、土地問題と公園というのは非常に大きな問題がありますが、既成市街地において公園をつくるということはたいへんなことなんですね。そこで、川口は既成市街地に入っておりますから、荒川の河川敷が相当広大な面積でありますので、あそこを県民いこいの広場とか市民いこいの広場というような公園を設置してもいいたい。ただ、河川敷地内でありますので、上ものを置いておくことは河川法上できませんが、

都市公園としてのある程度の形態を整えたところの河川公園というようなものの設置について、建設大臣前向きにひとつお考えをいただきたい、このういうことで私質問しておりますが、どうかひとつの点で御答弁いただきたいと思います。

○西村國務大臣 あすこは私は土地カンがありませんで、私の知つた荒川はずいぶん昔のことですが、ゴルフ場もありますし、そういうところからぬと思ったのですが、そのゴルフ場を返しても

せんでも、私の知つた荒川はずいぶん昔のことですが、ゴルフ場もありますし、そういうところからぬと思ったのですが、そのゴルフ場を返しても

○亀山委員長 次に、内閣提出、首都圈整備法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、すでに質疑は終了いたしましたので、これより討論に付するのであります。が、討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○亀山委員長 内閣提出、首都圈整備法等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○亀山委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○亀山委員長 ただいま議決いたしました本案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたつて次の諸点について留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、工業等制限区域の範囲を近郊整備地帶等に拡大する場合には、都市計画との適合性を

三、大学等の地方分散を促進し、都市環境の整備、改修を図るために、工場の改築制限について、前向きに検討すること。

四、既成市街地における事務所の増加が、過度集中に大きな比重を占めている現状にかんがみ、事務所規制について、すみやかに必要な法的措置を推進すること。

五、規制対象外の小規模工場の新增設に際し、公害発生のおそれのあるときは特別の配慮をする

六、移転工場跡地の利用については、当該地域の環境保全に資するよう配慮すること。

○西村國務大臣 陳情でよろしくございます。決議をすると、そういうかた苦しいことではなく、陳情を受けて、希望を聞いて判断をいたしました。前回にやりたい、われわれはかように思つておる次第でございます。

○小川(新)委員 そうすると、天野光晴君、阿部昭吾君、小川新一郎君及び渡辺武三君から、附帯決議を付すべしとの動機が提出されております。

まず、提出者天野光晴君から趣旨の説明を求める。天野光晴君。

○天野(光)委員 ただいま議題となりました首都圈整備法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文をお手元に配付しております。

御承知のとおり、本案は、首都圏の既成市街地における都市環境の悪化に對処するため、工業等の制限に関する制度について所要の改善措置を講じようとするものであります。本法の施行にあたつては、制限区域を拡大する場合の都市計画との整合、自治体の主体性の尊重、工場の改築制限、大学の地方分散の推進、事務所規制の早期化、公害発生のおそれのある小工場の新增設、移転工場のあと地利用等について十分配慮する必要があります。ただいまのお話の趣旨で私どもできるだけ努力をいたしたいと考えております。

○小川(新)委員 たいへんありがとうございます。以上で終わります。

○西村國務大臣 あすこは私は土地カンがあります。政府に対し強く要望しようとするものであります。付し、政府に対し強く要望しようとするものであります。以上で越前の説明を終わります。委員各位の御賛同をお願いいたします。

以上で越前の説明を終わります。委員各位の御賛同をお願いいたします。

右決議する。

○亀山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議に対し、別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

〔賛成者起立〕

○亀山委員長 起立総員。よつて、天野光晴君外三名提出のとおり附帯決議を付することに決しました。この際、西村国務大臣より発言を求められておりますので、これを許します。西村国務大臣。

○西村国務大臣 本法案の御審議をお願いして以来、本委員会におかれは熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申しあげます。

審議中における委員各位の御高見については、今後その趣旨を生かすようにつとめるとともに、全会一致をもって決議されました附帯決議についても、その趣旨を十分尊重し、今後運用に万全を期して、各位の御期待に沿うようにする所存であります。

ここに、本法案の審議を終えるに際し、委員長をはじめ委員各位の御指導、御協力に対し、深く感謝の意を表して、あいさつといたします。どうもありがとうございます。（拍手）

○亀山委員長 なお、おはかりいたします。
ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○亀山委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○亀山委員長 次回は、來たる九日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時七分散会

昭和四十七年六月十六日印刷

昭和四十七年六月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T